



# 共済の しおり



厚生労働省第二共済組合



# 共済のしおり

---



## はじめに

---

国家公務員共済組合は、国家公務員共済組合法に基づき、共済組合員とその被扶養者に対する短期給付事業（医療保険）、長期給付事業（年金）、福祉事業を行うことにより、共済組合員とその遺族の生活の安定と福祉の向上に役立つことを目的としております。

厚生労働省第二共済組合では、その目的に則り、組合員の皆さんの掛金と事業主の負担金を財源とし、各事業を行っております。

この“共済のしおり”により、これらの事業内容をご理解いただき、共済組合員の皆さんはもとより、ご家族の皆さんが健康で明るい豊かな生活を送るために、ご活用いただければ幸いです。

なお、内容は平成22年9月現在におけるものです。

---

平成22年9月  
厚生労働省第二共済組合

## 第1章 共済組合のあらまし……7

共済組合のしくみ	8
●共済組合の事業 ●共済組合の運営	
組合員の構成	10
●長期組合員・船員組合員 ●継続長期組合員 ●任意継続組合員	
被扶養者とは	11
●被扶養者として認められる人 ●被扶養者として認められない人	
組合員証は大切に	14
●組合員証の取り扱い ●高齢受給者証の交付 ●遠隔地被扶養者証の交付	
共済組合の財源	16
●掛金と負担金	
標準報酬とは	17
●報酬の範囲 ●標準報酬の月額 ●標準期末手当等の額 ●休職等の組合員の「標準報酬」の取扱い ●育児休業取得者の「掛金」と「標準報酬」	

## 第2章 短期給付……21

短期給付のあらまし	22
●法定給付と附加給付 ●短期給付の種類	
病気やケガをしたとき	26
●組合員証で診療を受けるとき ●医療費の立替払 ●移送費（家族移送費） ●入院附加金 ●組合員証でかかれない診療など ●医療費が高額になったとき ●特別なサービスや先進医療を受けるとき	
結婚したときと子供が生まれたとき	38
●結婚したとき ●子供が生まれたとき	

災害にあったとき .....	39
●非常災害で死亡したとき	
●非常災害で家財に損害を受けたとき	
第三者行為によるケガ .....	41
給与が支給されないとき .....	42
●傷病手当金・傷病手当金附加金	●出産手当金
●休業手当金	●育児休業手当金
●介護休業手当金	
死亡したとき .....	45
退職後の医療など .....	46
●退職後も受給できる給付は	
●任意継続組合員になるには	
●国民健康保険に加入するには	
●子供などの被扶養者になるには	●再就職したときは

### 第3章 長期給付……51

長期給付のあらまし .....	52
●公的年金制度の区分	
●基礎年金制度導入による新共済年金制度の実施	
●被保険者の届出	●長期給付の種類
給付の種類と受給要件 .....	57
●特別支給の退職共済年金（65歳に達するまでの支給）	
●本来支給の退職共済年金（65歳からの支給）	
●老齢基礎年金	
●繰上げ支給の老齢基礎年金を受けたときの退職共済年金	
●退職共済年金の繰下げ支給制度	
●離婚時における国家公務員共済年金の分割制度について	
●障害共済年金	●障害一時金
●障害基礎年金	
●遺族共済年金	●遺族基礎年金
●年金の併給調整	●年金の一部支給停止
●過去に受けた退職一時金の返還	
●年金を受けるための請求手続	
●年金加入期間確認通知書の請求について	

## 第4章 福祉事業……79

### 保健事業 …………… 80

- 所属所保健事業に対する補助 ● 人間ドック補助
- メンタルヘルス相談 ● 特定健康診査・特定保健指導
- 委託保育所に対する運営費等の補助
- 院外保育児童に対する保育料補助
- 永年勤続退職者に対する旅行利用券の交付
- 特定保養所・宿泊所に対する利用料金一部補助
- JR 料金の割引 (バカンスクーポン)
- マジックキングダムクラブ
- ユニバーサル・スタジオ・ジャパン スタジオファンクラブ
- 引越システム ● レンタカー割引システム
- ホテル利用割引システム ● 旅行割引システム
- (株)プリンスホテル関連施設の利用割引
- 三井住友クレジットゴールドカードの優待利用

### 国家公務員共済組合連合会が行う福祉事業 …………… 89

- KKR 特別契約保養所 (施設)
- KKR 特別契約葬祭事業 ● KKR 住宅事業

### 貯金事業 …………… 90

- 保険の種類と概要

### 貸付事業 …………… 92

- 貸付の種類と概要 ● 貸付の申込方法
- 団体信用生命保険 (「だんしん」) 制度

### 財形持家融資事業 …………… 98

### 医療事業 …………… 100

- 直営診療部の運営



## 第1章

# 共済組合のあらまし

- ・ 共済組合のしくみ
- ・ 組合員の構成
- ・ 被扶養者とは
- ・ 組合員証は大切に
- ・ 共済組合の財源
- ・ 標準報酬とは



# 共済組合のしくみ

共済組合は、組合員がお互いに助け合い、相互の生活の安定と福祉の向上を図る、ということを目指してつくられた社会保障制度です。

厚生労働省第二共済組合は、国立ハンセン病療養所、独立行政法人国立病院機構および独立行政法人国立高度専門医療研究センターに勤務する職員をもって組織された国家公務員共済組合の1つで、皆さんから徴収する掛金と国、独立行政法人国立病院機構および独立行政法人国立高度専門医療研究センターの負担金を財源として、短期給付事業、長期給付事業および福祉事業などを行っています。

このうち長期給付事業については、年金の決定や支給にかかる事務を国家公務員共済組合連合会に委任しています。

また、これら共済組合の事業については、毎年度、事業計画および予算等を含め、財務大臣の認可を受けて行われています。



## 共済組合の事業

共済組合は、短期給付事業、長期給付事業および福祉事業の3つを柱とする事業を行っています。

短期給付事業	組合員とその家族の病気・負傷・出産・死亡または災害に対する給付
長期給付事業	組合員の退職・障害または死亡にかかる年金（一時金）の給付
福祉事業	疾病の予防、レクリエーションや人間ドックなどの助成、宿泊施設の経営、診療部の運営、資金の貸付など組合員および家族のための福祉事業

厚生労働省第二共済組合は、これらの事業を行うため、厚生労働大臣を代表者とし、本部（厚生労働省医政局政策医療課職員厚生室）、支部（国立病院機構本部および各ブロック事務所）および所属所（国立ハンセン病療養所・国立病院機構の各病院・各国立高度専門医療研究センター）が置かれ、本部長には厚生労働事務次官、副本部長には厚生労働省医政局長、支部長および所属所長には各機関の長などがあてられています。

## 共済組合の運営

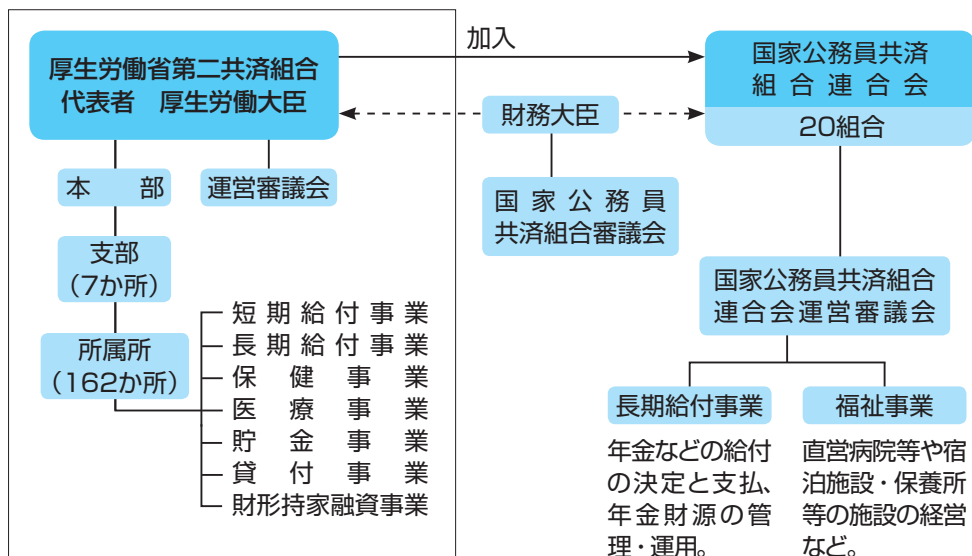
共済組合業務の適正な運営をはかるため、本部に厚生労働省第二共済組合運営審議会を置き、定款および運営規則の変更、毎年度の事業計画、予算、決算およびその他の重要事項について審議しています。

運営審議会の委員は、厚生労働大臣が任命した委員8名で組織され、事務を主管する者4名、組合員を代表する者4名の構成となっています。

また、運営審議会と性格が異なりますが、支部、所属所の具体的な事業の運営などを話し合うため、各支部に支部運営協議会を置くことができるとなっています。

なお、当共済組合は、他の国家公務員共済組合と共同して事業を行うため、国家公務員共済組合連合会に加入しています。国家公務員共済組合連合会では、長期給付事業と福祉事業等が行われています。

共済組合と連合会との関係およびそれぞれの組織と事業内容の概略を示すと以下のようになります。



# 組合員の構成

厚生労働省第二共済組合は長期組合員、船員組合員、継続長期組合員、任意継続組合員により構成されています。

## 長期組合員・船員組合員

国家公務員として採用されると、その日から組合員となり、共済組合が行っているいろいろな給付が受けられます。

### ● 組合員資格の喪失

退職または死亡した場合には、その翌日から組合員の資格を失います。

## 継続長期組合員

組合員が任命権者の要請に応じ、公庫等職員となるため退職した場合には、退職共済年金等の長期給付についてその退職はなかったものとみなされ、引き続き組合員とされます。

### ● 継続長期組合員の資格喪失

- ① 転出の日から5年を経過したとき
- ② 引き続き公庫等職員として在職しなくなったとき
- ③ 死亡したとき

## 任意継続組合員

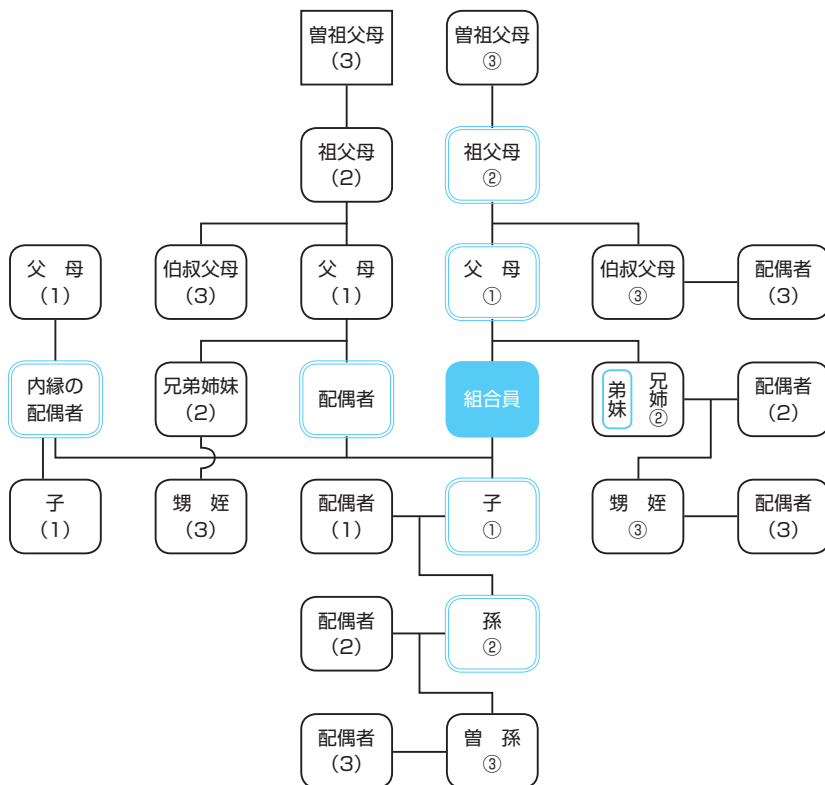
退職日の前日までに継続して1年以上組合員であった人は、退職日から20日を経過する日までに申請すると2年間を限度として任意継続組合員になることができ、引き続き短期給付（一定の給付を除く）および福祉事業を利用することができます。

（参考）4月1日に採用された人が、翌年3月31日に退職した場合は加入できません。

# 被扶養者とは

組合員の配偶者、子、父母などで、組合員の収入によって生計を維持している人は、組合員の被扶養者として認定されることにより、組合員と同様に短期給付などを受けることができます。

## 三親等内の親族



※主として組合員の収入によって生活している者で

- 印は、別居の場合も認められます。
- 印は、組合員と同じ世帯に限り認められます。
- 印は、血族を示します。(組合員の系統)
- ( )印は、姻族を示します。(配偶者の系統)
- 数字は、親等数を示します。

## 被扶養者として認められる人

主として組合員の収入によって生活している人で、次の範囲に該当し、収入の要件を満たす場合に被扶養者として認定されます。すみやかに「認定の手続き」を行ってください。

### (1) 範囲（いずれも75歳未満）

- ① 組合員の配偶者（内縁も含む）、子、父母、孫、祖父母および弟妹
- ② 組合員と同一世帯に属する三親等内（P.11三親等内の親族の図をご覧ください）の親族で①に掲げる人以外の人
- ③ 組合員の配偶者で届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある人の父母および子で、組合員と同一世帯に属する人（その配偶者の死亡後も同じ）

### (2) 収入の要件（H23.1.1現在）

恒常的所得が年額130万円未満であること。

ただし、障害年金受給者、または60歳以上の年金受給者である場合は、恒常的所得が年額180万円未満であること。

## ● 認定の手続き…届出は、すみやかに！

結婚や出産等により被扶養者として認められる人が生じたときは、「被扶養者申告書」を共済組合に提出してください。

事実の発生した日から30日以内に届け出た場合は、事実の発生した日に遡って認定されますが、届出が遅れますと、届出た日から被扶養者として認定されることとなり、届出の日までの間に生じた事由にかかる給付を受けることができなくなりますので、ご注意ください。

また、共済組合では、毎年1回、組合員証の検認を行っておりますので、その際にも「被扶養者申告書」を届出いただく必要があります。

- ◎ 配偶者が扶養認定されたときは、国民年金第3号被保険者の手続き（P.54）を行ってください。
- ◎ 出産の場合で、お住まいの自治体が乳幼児医療費助成事業を行っている場合は、自治体担当窓口で医療証交付申請手続きを行ってください。

## 被扶養者として認められない人

次のような場合は、被扶養者として認められなくなりますので、すみやかに「取消の手続き」を行ってください。

- ① 就職やアルバイト・パートタイマーなどで、健康保険や船員保険などの被保険者または共済組合の組合員となった。
- ② 収入が限度額を超えた。  
恒常的所得が年額130万円以上ある者、またはあると見込まれる者。  
ただし、障害年金受給者、または60歳以上の年金受給者である場合は、年金を含め年額180万円以上の恒常的所得がある者、またはあると見込まれる者。
- ③ 同一世帯に属することが必須とされている被扶養者が別居した。
- ④ 22歳以上60歳未満で次のいずれにも当てはまらなくなった。  
・学生 ・身体障害者 ・病氣負傷等により就労能力を失っている者
- ⑤ 組合員が他の人と共同して1人の人を扶養する場合で、その組合員が主たる扶養者ではなくなった。
- ⑥ 結婚し、組合員の被扶養者でなくなった。
- ⑦ 75歳になって後期高齢者医療制度の被保険者となった。

## 認定取消しの手続き…届出は、すみやかに！

被扶養者として認められない人が生じたときは、「被扶養者申告書」を共済組合に提出してください。

届出が遅れますと、被扶養者として認められない事実が発生した後に共済組合から受けた短期給付等（この手続きをしないで受診した療養分など）を、後日、返還いただくこととなりますので、ご注意ください。

- ◎ 配偶者が取消の対象である場合は、国民年金第3号被保険者の手続き（P.54）を行ってください。

（参考）被扶養者の認定または認定取消し手続における恒常的所得とは、認定または認定取消しをしようとするときから将来に向かって1年間に得ると予想される額です。

# 組合員証は大切に

組合員になると「厚生労働省第二共済組合員証」が交付されます。

組合員証は、組合員や被扶養者であるという証明書で、保険医療機関等で診療を受けるときに必要なものですから、なくさないよう大切にしてください。

## 組合員証の取り扱い

組合員証は、自分で勝手に記載内容を変更したり、書き加えたりしてはいけません。

また、他の人に貸したり、病院に預けたままにしてはいけません。

転居、結婚、出産の場合などで組合員や被扶養者の住所、氏名の変更、被扶養者の異動が生じたり、破損や紛失したときなどは、すみやかに共済組合へ届け出てください。

## 手続き…こんなときは届出を

届出が必要となる時	手続き
出生・死亡・就職・結婚などで、被扶養者に異動があったとき (P.12~13をご覧ください)	被扶養者申告書に組合員証を添付して申告する
氏名・住所に変更があったとき	組合員証記載事項変更届等に組合員証を添えて申告する
組合員と被扶養者が居所を別にするとき (次頁“遠隔地被扶養者証”の項目をあわせてご覧ください。)	遠隔地被扶養者証交付申請書に組合員証を添えて申請する
組合員証の余白がなくなったり、破損したとき	組合員証等再交付申請書に組合員証を添付して申請する
組合員証を亡失したとき	組合員証等再交付申請書により申請する
組合員の資格を失ったとき	組合員証を速やかに返却する
治療を続けている間に組合員の資格を失し、引き続き日雇特例被保険者となったとき	特別療養証明書交付申請書により申請する
組合員の資格喪失後、引き続き短期給付等の適用を希望するとき	任意継続組合員となるための申出書により申し出る

(注) これらの申告書および申請書等には、必要に応じて添付書類の提出をお願いすることがあります。詳細については、共済担当者にお尋ねください。



## 高齢受給者証の交付

70歳から74歳までの組合員および被扶養者は、高齢受給者として「高齢受給者証」が交付されます。病院などの医療機関では、医療費の自己負担割合を、この高齢受給者証で確認しますので、交付されたら大切に保管してください。

## 遠隔地被扶養者証の交付

組合員の被扶養者が、就学や別居などで組合員と離れて住む場合は、組合員の申請により、その被扶養者のために「遠隔地被扶養者証」が交付されます。

この「遠隔地被扶養者証」は、いわば「組合員証」と同様の働きをする証明書です。「組合員証」と同様、大切にしてください。

申請手続きには、次の書類をご用意します。

- ・遠隔地被扶養者証交付申請書
- ・住民票等
- ・組合員証
- ・その他（必要に応じてお願いします）



# 共済組合の財源 掛金と負担金

共済組合の事業には、短期給付事業、長期給付事業、それに福祉事業の3つがありますが、これらの事業は組合員の掛金と国および独立行政法人国立病院機構等の負担金を財源として運営されています。掛金の額は、組合員ごとに決定された標準報酬の月額に掛金率を乗じた額で、この額が掛金として毎月の給与から控除されます。（なお、介護掛金に関しては、40歳から64歳までの組合員が対象となります。）

また、標準報酬計算上の給与に含まれない期末手当等についても、標準期末手当等の額に毎月と同じ掛金率を乗じた額が期末手当等から控除されます。

これらの場合、国および独立行政法人国立病院機構等も組合員の標準報酬の月額もしくは標準期末手当等の額に負担金率を乗じた額（掛金と同額）を負担金として負担します。

## 掛金と負担金

掛金・負担金率表 (平成22年9月)

組合員の種別	掛金率				負担金率			
	短期	福祉	介護	長期	短期	福祉	介護	長期
長期組合員	$\frac{30.15}{1000}$	$\frac{1.0}{1000}$	$\frac{3.93}{1000}$	$\frac{77.54}{1000}$	$\frac{30.15}{1000}$	$\frac{1.0}{1000}$	$\frac{3.93}{1000}$	$\frac{77.54}{1000}$
船員組合員	$\frac{24.92}{1000}$	$\frac{1.0}{1000}$	$\frac{3.93}{1000}$	$\frac{77.54}{1000}$	$\frac{35.38}{1000}$	$\frac{1.0}{1000}$	$\frac{3.93}{1000}$	$\frac{77.54}{1000}$
任意継続組合員	$\frac{60.3}{1000}$	$\frac{2.0}{1000}$	$\frac{7.86}{1000}$	—	—	—	—	—

# 標準報酬とは

標準報酬とは、組合員の受ける報酬（本俸+諸手当）を基準として定められる仮の報酬のことで、この額をもとに給付金の額や掛金の額が計算されます。

## 報酬の範囲

組合員が受ける給与のうち、期末手当、勤勉手当、期末特別手当（業績手当、年度末賞与、業績年俸）を除いたすべての給与をいいます。

### 標準報酬の対象となる報酬

固定的給与	非固定的給与
俸給月額（基本給、月例年俸）、俸給の調整額（特殊業務手当）、俸給の特別調整額（役職手当）、初任給調整手当（医師手当）、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特勤手当、専門看護手当、広域異動手当	特殊勤務手当（特殊業務手当を除く）、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当（役職職員特別勤務手当）、寒冷地手当、附加職務手当

## 標準報酬の月額

組合員が受ける報酬の額をもとに、標準報酬の等級および月額を決定します。報酬の額は、毎月変わるのが普通ですが、その都度変更するのは大変なので、ある時点で標準報酬を決め、それを一定期間使用します。

### ① 組合員の資格を取得したとき

新規採用などで組合員資格を取得したときの報酬などをもとに標準報酬の月額を決め、次の定時決定で決められるまでの間の標準報酬の月額とします。

### ② 定時決定

毎年1回、4月～6月の3か月に受けた報酬の平均額をもとに標準報酬の月額を決め、その年の9月から翌年の8月までの標準報酬の月額とします。

### ③ 随時改定

標準報酬の月額は、通常、一度決定されると次の定時決定まで使用されますが、昇給降給などにより固定的な給与に著しい変動（P.20の表で2等級以上の

差)が生じた場合には、必要に応じて改定されます。改定後の額は、次の定時決定までの間の標準報酬の月額とします。

#### ④ 育児休業終了時改定

育児休業を終了し当該育児休業に係る3歳未満の子を養育する組合員が、育児休業終了後に『標準報酬育児休業終了時改定申出書』を提出すると、育児休業終了日の翌日の属する月以降3か月間に受けた報酬の平均額をもとに標準報酬を改定します。改定後の額は、次の定時決定までの間の標準報酬の月額とします。

## 標準期末手当等の額

期末手当などからの掛金は、「標準期末手当等の額」をもとに計算されます。「標準期末手当等の額」とは、1回の期末手当などの支給額の1,000円未満を切り捨てた額です。ただし、1回150万円（ただし、短期掛金および介護掛金は年間〔4月1日から翌年3月31日〕540万円）の上限があり、それ以上の分については掛金はかかりません。

### 標準期末手当等の額の対象となる報酬

期末手当、勤勉手当、期末特別手当、  
(業績手当、年度末賞与、業績年俸)

## 休職等の組合員の「標準報酬」の取扱い

休職等(※)で報酬の全部または一部が支給されない期間は、休職前の標準報酬の月額が適用されます。

定時決定についても、算定期間(4月～6月)に休職等をした場合は、休職前の標準報酬の基礎となっている報酬(昇給等があった場合はその後の額)をもとに決定します。

※欠勤、休職、病気休暇、介護休暇、産休、育児休業など。

## 育児休業取得者の「掛金」と「標準報酬」

### ① 育児休業期間中の掛金免除

組合員が育児休業をする場合、「育児休業等期間掛金免除申請書」を提出すると、育児休業開始日の属する月から育児休業終了日の翌日の属する月の前月までの期間、掛金は徴収されません。

### ② 標準報酬の育児休業終了時改定

育児休業中の標準報酬は、給付の低下を防ぐため、育児休業開始前の報酬をもとに決定していますが、育児休業終了後の給与実態により標準報酬の改定を希望する場合は、「標準報酬育児休業終了時改定申出書」を提出すると、育児休業終了日の翌日から起算して2月を経過した日の属する月の翌月から改定されます。

※この場合、ケースによっては、メリット、デメリットがありますので、申し出するかしないかよくお考えください。

#### 《比較表》

	育児休業終了時改定をすると現在適用されている標準報酬より		
	高くなる場合	低くなる場合	変わらない場合
メリット	・短期給付、長期給付を受けると、給付額が高くなる。	・掛金が低くなる。 ・「3歳未満の子を養育する旨の申出書」を提出すれば、長期給付は養育前の標準報酬を保障される特別措置を受けられる。(③参照)	特になし。
デメリット	・掛金が高くなる。	・短期給付が低くなる。	特になし。

### ③ 3歳未満の子を養育する申し出の配慮措置

3歳未満の子を養育している組合員で、養育開始月の前月より標準報酬が低くなった場合、「3歳未満の子を養育する旨の申出書」を提出することにより、当該子を養育することとなった日の属する月の前月の標準報酬の月額であったものとみなされ、将来受ける年金額が低くならないことになります。

また、この配慮措置を受けていた組合員が、配慮措置の終期の際には、「3歳未満の子を養育しない旨の届出書」の提出が必要になります。

※掛金免除期間中は申出できません。

※届に関する詳細（添付書類等）は、共済担当者にお尋ねください。

## 標準報酬の等級と月額

(平成22年9月現在)

(単位：円/掛率千分率)

標準報酬の等級	標準報酬の月額	報酬月額		共済組合掛金		
				短期	長期	介護
				31.15	77.540	3.93
第1級	98,000	101,000円未満		3,052	7,598	385
第2級	104,000	101,000円以上	107,000円未満	3,239	8,064	408
第3級	110,000	107,000円以上	114,000円未満	3,426	8,529	432
第4級	118,000	114,000円以上	122,000円未満	3,675	9,149	463
第5級	126,000	122,000円以上	130,000円未満	3,924	9,770	495
第6級	134,000	130,000円以上	138,000円未満	4,174	10,390	526
第7級	142,000	138,000円以上	146,000円未満	4,423	11,010	558
第8級	150,000	146,000円以上	155,000円未満	4,672	11,631	589
第9級	160,000	155,000円以上	165,000円未満	4,984	12,406	628
第10級	170,000	165,000円以上	175,000円未満	5,295	13,181	668
第11級	180,000	175,000円以上	185,000円未満	5,607	13,957	707
第12級	190,000	185,000円以上	195,000円未満	5,918	14,732	746
第13級	200,000	195,000円以上	210,000円未満	6,230	15,508	786
第14級	220,000	210,000円以上	230,000円未満	6,853	17,058	864
第15級	240,000	230,000円以上	250,000円未満	7,476	18,609	943
第16級	260,000	250,000円以上	270,000円未満	8,099	20,160	1,021
第17級	280,000	270,000円以上	290,000円未満	8,722	21,711	1,100
第18級	300,000	290,000円以上	310,000円未満	9,345	23,262	1,179
第19級	320,000	310,000円以上	330,000円未満	9,968	24,812	1,257
第20級	340,000	330,000円以上	350,000円未満	10,591	26,363	1,336
第21級	360,000	350,000円以上	370,000円未満	11,214	27,914	1,414
第22級	380,000	370,000円以上	395,000円未満	11,837	29,465	1,493
第23級	410,000	395,000円以上	425,000円未満	12,771	31,791	1,611
第24級	440,000	425,000円以上	455,000円未満	13,706	34,117	1,729
第25級	470,000	455,000円以上	485,000円未満	14,640	36,443	1,847
第26級	500,000	485,000円以上	515,000円未満	15,575	38,770	1,965
第27級	530,000	515,000円以上	545,000円未満	16,509	41,096	2,082
第28級	560,000	545,000円以上	575,000円未満	17,444	43,422	2,200
第29級	590,000	575,000円以上	605,000円未満	18,378	45,748	2,318
第30級	620,000	605,000円以上			48,074	
		605,000円以上	635,000円未満	19,313		2,436
第31級	650,000	635,000円以上	665,000円未満	20,247		2,554
第32級	680,000	665,000円以上	695,000円未満	21,182		2,672
第33級	710,000	695,000円以上	730,000円未満	22,116		2,790
第34級	750,000	730,000円以上	770,000円未満	23,362		2,947
第35級	790,000	770,000円以上	810,000円未満	24,608		3,104
第36級	830,000	810,000円以上	855,000円未満	25,854		3,261
第37級	880,000	855,000円以上	905,000円未満	27,412		3,458
第38級	930,000	905,000円以上	955,000円未満	28,969		3,654
第39級	980,000	955,000円以上	1,005,000円未満	30,527		3,851
第40級	1,030,000	1,005,000円以上	1,055,000円未満	32,084		4,047
第41級	1,090,000	1,055,000円以上	1,115,000円未満	33,953		4,283
第42級	1,150,000	1,115,000円以上	1,175,000円未満	35,822		4,519
第43級	1,210,000	1,175,000円以上		37,691		4,755

- ※1. 船員組合員の短期掛金率は、標準報酬の月額×25.92/1000 (円未満切捨)  
 2. 表上の短期は、短期 (30.15/1000) と福祉 (1.0/1000) の合算数です。  
 3. 長期掛金率は、平成23年9月より79.31/1000に変更されます。

## 第2章

# 短期給付

- ・短期給付のあらまし
- ・病気やケガをしたとき
- ・結婚したときと子供が生まれたとき
- ・災害にあったとき
- ・第三者行為によるケガ
- ・給与が支給されないとき
- ・死亡したとき
- ・退職後の医療など

# 短期給付のあらまし

短期給付とは、組合員と被扶養者の病気やケガ、出産、死亡、休業および災害などに対して行う給付です。

なお、給付事由が発生してから2年以内に給付請求を行わないと、給付が受けられませんのでご注意ください。

1

保健給付

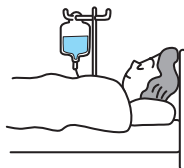
組合員と被扶養者が病気やケガ、出産、死亡のとき



2

休業給付

組合員が病気やケガ、出産、育児、介護、災害などのため勤務できなくなり、給与が支給されないとき



3

災害給付

組合員と被扶養者が非常災害で死亡したり、住居や家財に損害を受けたとき



## 法定給付と附加給付

短期給付には、国家公務員共済組合法で給付の種類や内容などが定められている「法定給付」と、これらの給付を補うために厚生労働省第二共済組合が独自に行う「附加給付」があります（次頁の短期給付の種類参照）。



## 短期給付の種類

		給付の事由	法定給付	附加給付
保健給付	組合員	病気・ケガ	療養の給付	一部負担金払戻金 入院附加金
			入院時食事療養費	
			入院時生活療養費	
			保険外併用療養費	
			療養費	
			訪問看護療養費	
			高額療養費	
	高額介護合算療養費			
	移送	移送費		
	出産	出産費		
	死亡	埋葬料	▶ 埋葬料附加金	
	被扶養者	病気・ケガ	家族療養費	▶ 家族療養費附加金
			家族訪問看護療養費	
			高額療養費	
高額介護合算療養費				
移送		家族移送費		
出産		家族出産費		
死亡	家族埋葬料	▶ 家族埋葬料附加金		
休業給付	組合員	傷病休業	傷病手当金	▶ 傷病手当金附加金
		出産休業	出産手当金	
		欠勤	休業手当金	
		育児休業	育児休業手当金	
		介護休業	介護休業手当金	
		災害給付	組合員 被扶養者	非常災害による死亡
非常災害	災害見舞金			
非常災害による死亡	家族弔慰金			▶ 家族弔慰金附加金
その他	組合員	結婚		▶ 結婚手当金

## 給付概要と請求手続き

	こんなことがあれば	こんな給付が
病 気 ・ ケ ガ	組合員証で診療を受けるとき (診察、検査、投薬、処置、手術、入院)	療養の給付・家族療養の給付・入院時食事療養費・入院時生活療養費・保険外併用療養費
	組合員が入院したとき(5日以上)	入院附加金
	やむを得ない事情による自費診療	療養費または家族療養費
	医師が治療上必要と認めた治療用装具の装着・マッサージ・はり・きゅう	療養費または家族療養費
	組合員の移送 被扶養者の移送	移送費または家族移送費
	自己負担額が1人1か月同一病院(診療科)で26,000円を超えたとき	一部負担金払戻金または家族療養費附加金
	自己負担額が1人1か月同一病院(診療科)で高額療養費算定基準額を超えたとき、または21,000円以上の自己負担額が2件以上あり、高額療養費算定基準額を超えたとき	高額療養費
1年間(前年8月1日から7月31日)に医療と介護にかかった自己負担の合算額が限度額を超えたとき	高額介護合算療養費	
結 婚	結婚したとき	結婚手当金
出 産	組合員の出産	出産費
	被扶養者の出産	家族出産費
欠 勤	組合員の公務外・通勤外の病気・ケガによる欠勤、かつ、給与減額	傷病手当金または傷病手当金附加金 (注) 障害給付、退職給付との調整あり。
	組合員の出産による欠勤、かつ、給与減額	出産手当金
	結婚・葬儀・災害等による欠勤、かつ、給与減額	休業手当金
	組合員が育児休業を取得したとき	育児休業手当金
	組合員が介護休暇(介護休業)を取得したとき	介護休業手当金
死 亡	組合員が公務外で死亡	埋葬料、埋葬料附加金
	被扶養者の死亡	家族埋葬料、家族埋葬料附加金
災 害	非常災害により組合員が死亡 (注) この弔慰金・家族弔慰金等を受ける場合は前述の埋葬料等も受給できます。	弔慰金、弔慰金附加金
	非常災害により被扶養者が死亡	家族弔慰金、家族弔慰金附加金
	非常災害により組合員の住居または家財に損害を受けたとき	災害見舞金

平成23年1月1日

このように給付されます	そのために必要な手続き・事項
療養に要した費用の7割	組合員証等を保険医療機関等に提示
1日につき500円	入院附加金請求書
一定基準により算定した額	療養費・家族療養費請求書＋診療報酬領収済明細書
一定基準により算定した額	療養費・家族療養費請求書＋領収書＋診療報酬領収済明細書＋医師の同意書等
最も経済的な経路および方法により組合が相当と判断する額	移送費・家族移送費請求書＋医師の証明＋領収書
自己負担額－25,000円、100円未満切捨、1,000円未満不支給	一部負担金払戻金または家族療養費附加金請求書
自己負担額から高額療養費算定基準額を控除した額	高額療養費請求書
自己負担額から年額の高額介護合算療養費算定基準額を控除した額のうち、医療にかかった自己負担の比率に応じた額	高額介護合算療養費支給申請書＋自己負担額証明書
組合員1人につき80,000円	結婚手当金請求書＋結婚に関する証明書類
定額 390,000円 ※産科医療補償制度に加入する医療機関等の医学的管理の下で出産（死産を含み、在胎週数22週以降のものに限る）したときは、30,000円（30,000円に満たないときは、実質相当額）を加算した額	出産費・家族出産費請求書
定額 390,000円 ※産科医療補償制度に加入する医療機関等の医学的管理の下で出産（死産を含み、在胎週数22週以降のものに限る）したときは、30,000円（30,000円に満たないときは、実質相当額）を加算した額	
標準報酬の日額×2/3×欠勤日数－報酬支給額	傷病手当金請求書、傷病手当金附加金請求書＋医師の証明
標準報酬の日額×2/3－報酬支給額	出産手当金請求書＋医師の証明
標準報酬の日額×50％－報酬支給額	休業手当金請求書＋所属長の証明
標準報酬の日額×50％－報酬支給額	育児休業手当金請求書（その1）・（その2）
標準報酬の日額×40％－報酬支給額	介護休業手当金請求書
定額 50,000円 附加金/50,000円以内（詳細はP.45参照）	埋葬料・家族埋葬料・同附加金請求書＋埋葬許可証または火葬許可証の写
定額 50,000円 附加金/定額 50,000円	
標準報酬の月額のみ 附加金/270,000円と弔慰金の差額	弔慰金・家族弔慰金・同附加金請求書＋検案書等
標準報酬の月額×70％ 附加金/270,000円と家族弔慰金との差額	
標準報酬の月額×0.5月～3月分 （損害の程度により区分）	災害見舞金請求書＋罹災証明書＋被害状況図＋その他

標準報酬の日額は、標準報酬の月額×1/22です。

# 病気やケガをしたとき

## 組合員証で診療を受けるとき

組合員またはその被扶養者（後期高齢者医療制度が適用される者は除きます）が公務によらない病気にかかったり負傷した場合、保険医療機関、保険薬局、連合会直営病院等の窓口で組合員証等を提示すれば必要な診療を受けることができます。

## 療養の給付・家族療養の給付

対象者	年齢区分	組合給付割合	自己負担割合
組合員および被扶養者	70～74歳	9割 (7割)	〈共済組合で給付〉 1割 (現役並み所得者3割)
	義務教育就学後～69歳	7割	3割
	義務教育就学前	8割	2割

## 入院時食事療養費の標準負担額

組合員やその被扶養者が保険医療機関等に入院した場合には、食事の給付（入院時食事療養費）が受けられますが、この場合には、標準負担額として1食につき260円が組合員の負担となります。

## 入院時生活療養費の標準負担額

長期入院している65歳以上の組合員やその被扶養者が生活療養（食事療養並びに温度、照明、給水に関する適切な療養環境の形成）を受けるときは、食費・居住費の一部として1食460円、居住費320円が組合員の負担となります。

※住民税非課税等の場合は、負担が軽減される場合があります。

## 医療費の立替払

病気やケガの治療は、保険医療機関に組合員証等を提出して治療を受けるのが原則ですが、緊急その他やむを得ない場合などで組合員証等が使えない場合は、かかった費用を組合員が一時立て替えておき、後で組合が必要と認めた場合には療養費（家族療養費）が支給されます。

### 療養費（家族療養費）

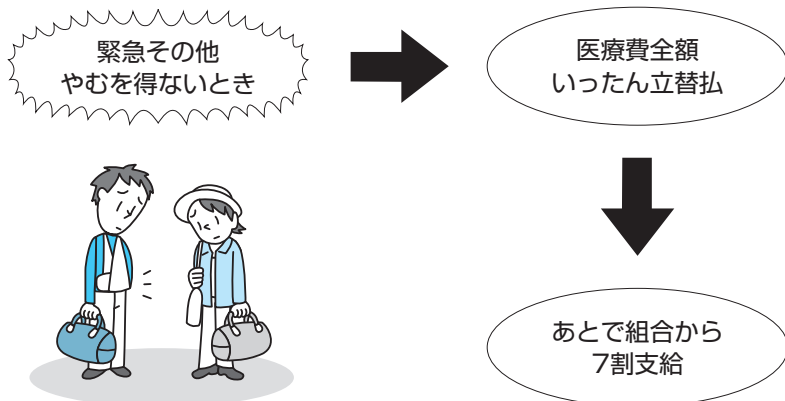
組合員が支払った総医療費（食事療養にかかるものを除く）から、一部負担金（3割）を差し引いた額が療養費（家族療養費）として支給されます。

なお、非保険医にかかった場合（外国で療養を受けた場合を含む）には、保険診療で換算した額を標準として支給額が決定されます。

対象者	組合負担額	自己負担額
組合員および被扶養者	組合で査定した医療費等の7割	総医療費等から組合負担額を差し引いた額

#### ① 緊急その他やむを得ない場合

保険医療機関がない地域で病気にかかったり事故・急病のため、非保険医にかかったとき、いったん医療費を立て替えておき、後で共済組合から、療養費（家族療養費）の支給を受けます。



## ② 治療用装具を購入したとき

医師が治療上、関節用装具、コルセット等の治療用装具の装着を必要と認められた場合は、その装具購入代金を、一定の交付基準にしたがって、後日療養費（家族療養費）として支給を受けることができます。

なお、外観を整えるために装着する義眼・眼鏡・補聴器等は、支給対象となりません。

## ③ 輸血のために生血代を支払ったとき

輸血のための生血代については、療養費（家族療養費）として支給が受けられます。ただし、第三者からの生血提供に限られます。

## ④ 柔道整復師の施術を受けたとき（骨折または脱臼の場合は、医師の同意を要する）

柔道整復師の施術を受けた場合、一定の基準で療養費（家族療養費）が支給されますが、その費用は、社団法人日本柔道整復師会と組合との間で支払い方法についての協定が結ばれていますので、一般保険診療と同様に、その施術に要した費用の3割を窓口で支払えばよいことになっています。

## ⑤ あんま師、マッサージ師、はり師、きゅう師の施術を受けたとき

治療上の必要から医師の同意を得て、あんま、マッサージ、はり、きゅうの施術を受けた場合、一定の基準で療養費（家族療養費）が支給されます。

## ⑥ 外国で診療を受けたとき

外国で傷病のため診療を受けた医療機関にその費用を支払ったときは、保険診療で換算した額を基準として療養費（家族療養費）が支給されます。この場合、診療内容明細書と領収書が必要ですので、必ずもらっておいてください。

# 移送費（家族移送費）

組合員が疾病にかかり、入院治療が必要となったり、または転医せざるを得なくなったときに、その病院等まで歩くことができない場合、または歩くことが著しく困難な場合等に支給されます。その内容は、自動車、電車等の交通機関を利用したときにはその運賃、また人を雇って担架で運んだようなときにはその人の賃金等、宿泊を必要としたときにはその宿泊料・移送の途中において医師、看護師の付添いを必要とした場合にはその旅費・日当・宿泊料等です。なお、組合員

が通院のため任意に交通機関を利用する場合には支給されません。

## 入院附加金

組合員が、病気やケガなどの療養のため引き続き5日以上入院をしたときに1日につき500円が支給されます。

なお、正常分娩のための入院、美容整形のための入院については、支給の対象になりません。

## 組合員証でかかれない診療など

次のような場合は、組合でその費用を負担することはできません。

- ① 健康診断・予防注射
- ② 美容整形のための処置
- ③ 正常な妊娠や出産
- ④ 経済的理由による人工妊娠中絶

## 医療費が高額になったとき

医療費の自己負担が高額になり、一定の限度額を超えたときは、一部負担金払戻金・家族療養費附加金、高額療養費、高額介護合算療養費（同一世帯に介護の自己負担もある場合）が支給されます。

## ● 一部負担金払戻金・家族療養費附加金

1つの病院・診療所などでかかった1か月の医療費（入院時食事療養費および入院時生活療養費を除く）の自己負担額が26,000円以上のときは、自己負担額から25,000円を控除した額が、組合員分は一部負担金払戻金、被扶養者分は家族療養費附加金として、後日支給されます。

なお、合算高額療養費（P.32参照）が支給される場合は、自己負担限度額から50,000円を控除した額が支給されます。

〈例〉自己負担額28,560円の場合

(自己負担額)	(控除額)	(一部負担金払戻金)	
		家族療養費附加金)	
28,560円	- 25,000円	= 3,560円	* 100円未満切り捨て
		3,500円	……………支給額

## ● 高額療養費

医療機関で1か月の自己負担額が一定の限度額を超えると、超えた分が高額療養費として共済組合から支給されます。ただし、70歳未満の人と70歳～74歳の人では次のように限度額が異なります。

### ▶ 70歳未満の場合

自己負担額が自己負担限度額（高額療養費算定基準額）を超えたとき、超えた分が高額療養費として後から支給されます。

また、入院については、あらかじめ共済組合から自己負担限度額に係る認定証の交付を受け（高齢受給者については低所得Ⅱ、Ⅰに該当する者のみ）、組合員証等と一緒に医療機関に提出することで、窓口負担が次頁の表1の自己負担限度額までとなります。

同一世帯で同じ月に21,000円以上の自己負担が2件以上あるときは、それらを世帯合算して自己負担限度額を超えた額が高額療養費として支給されます（合算高額療養費）。



**表1** 世帯の自己負担限度額

所得区分	自己負担限度額	多数該当の自己負担限度額
上位所得者	150,000円+(医療費-500,000円)×0.01	83,400円
一般	80,100円+(医療費-267,000円)×0.01	44,400円
住民税非課税等	35,400円	24,600円

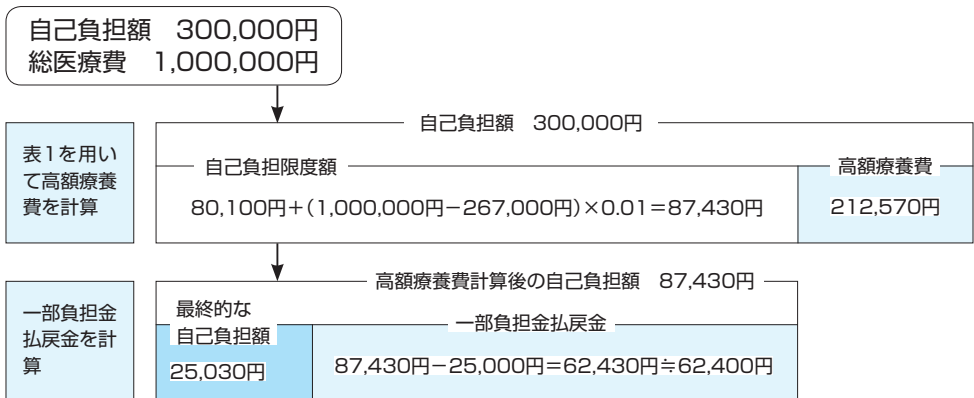
〈所得区分〉

- 上位所得者……標準報酬月額53万円以上の者
  - 一般……上位所得者または住民税非課税以外の者
  - 住民税非課税等…住民税非課税者および生活保護法に規定する要保護者
- 〈多数該当〉

当該療養月以前12か月以内に既に3回以上高額療養費を受けている場合

**具体的な計算例 1** …1か月の自己負担限度額を超えた場合

43歳の組合員本人の医療費が自己負担額 300,000円、総医療費 1,000,000円の場合。(所得区分は一般)



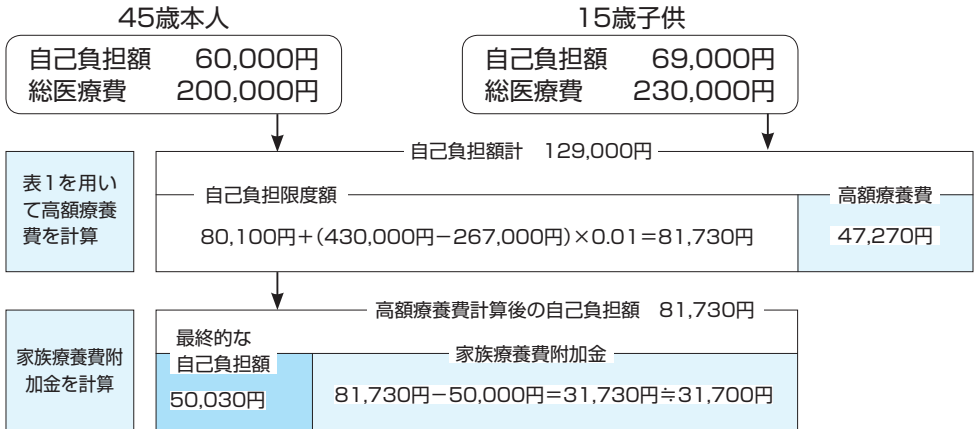
窓口での自己負担300,000円のうち

高額療養費      一部負担金払戻金  
 共済組合から支給される額は……… 212,570円 + 62,400円 = 274,970円

最終的な自己負担額は …………… 300,000円 - 274,970円 = 25,030円  
 となります。

## 具体的な計算例2…21,000円以上の支払が複数ある場合

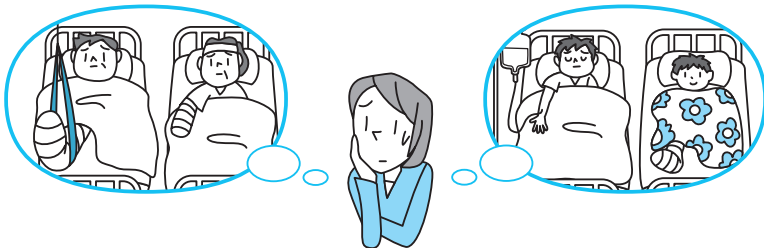
45歳の組合員本人が入院し、自己負担額 60,000円、総医療費 200,000円、15歳の子供が入院し、自己負担額 69,000円、総医療費 230,000円の場合



窓口での自己負担129,000円のうち

共済組合から支給される額は…………… 高額療養費 47,270円 + 家族療養費附加金 31,700円 = 78,970円

最終的な自己負担額は …………… 129,000円 - 78,970円 = 50,030円 となります。



## ▶ 70歳～74歳の場合

外来は、個人ごとに計算し限度額 (A) を超えた分が払い戻されます。入院は、限度額 (B) までの支払となります。同じ世帯内で外来と入院がある場合は、外来と入院の負担を合算して限度額 (B) を超えた分が高額療養費として支給されます。

**表2** 70～74歳の方の自己負担限度額

所得区分	自己負担限度額 (月額)	
	外来 (個人ごとに計算) (A)	世帯単位 (入院と外来があった場合等の限度額)(B)
現役並み所得者	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×0.01 (ただし、多数該当の場合は44,400円)
一 般	12,000円	44,400円
住民税非課税	Ⅱ	24,600円
	Ⅰ	15,000円

〈所得区分〉

◎現役並み所得者……70～74歳の組合員で標準報酬月額28万円以上の人。ただし、年収が一定額未満(単身世帯の場合:383万円未満、2人以上世帯の場合:520万円未満)の人は共済組合への申請により非該当となります。また、被扶養者が後期高齢者医療制度の被保険者になることによって単身者の基準(年収383万円以上)に該当する被保険者について、世帯に他の70歳～74歳の被扶養者がいない場合に、被扶養者であった人の収入を合算した年収が520万円未満の場合も同様です。

組合員が70歳未満の場合は該当しません。

◎一 般………現役並み所得者にも住民税非課税にも該当しない人

◎住民税非課税Ⅱ……住民税非課税世帯

◎住民税非課税Ⅰ……住民税非課税世帯で本人および同じ世帯員のそれぞれの収入から必要経費・控除額を引いたとき、各所得がいずれも0円となる場合です(例 年金収入のみの場合80万円以下)。

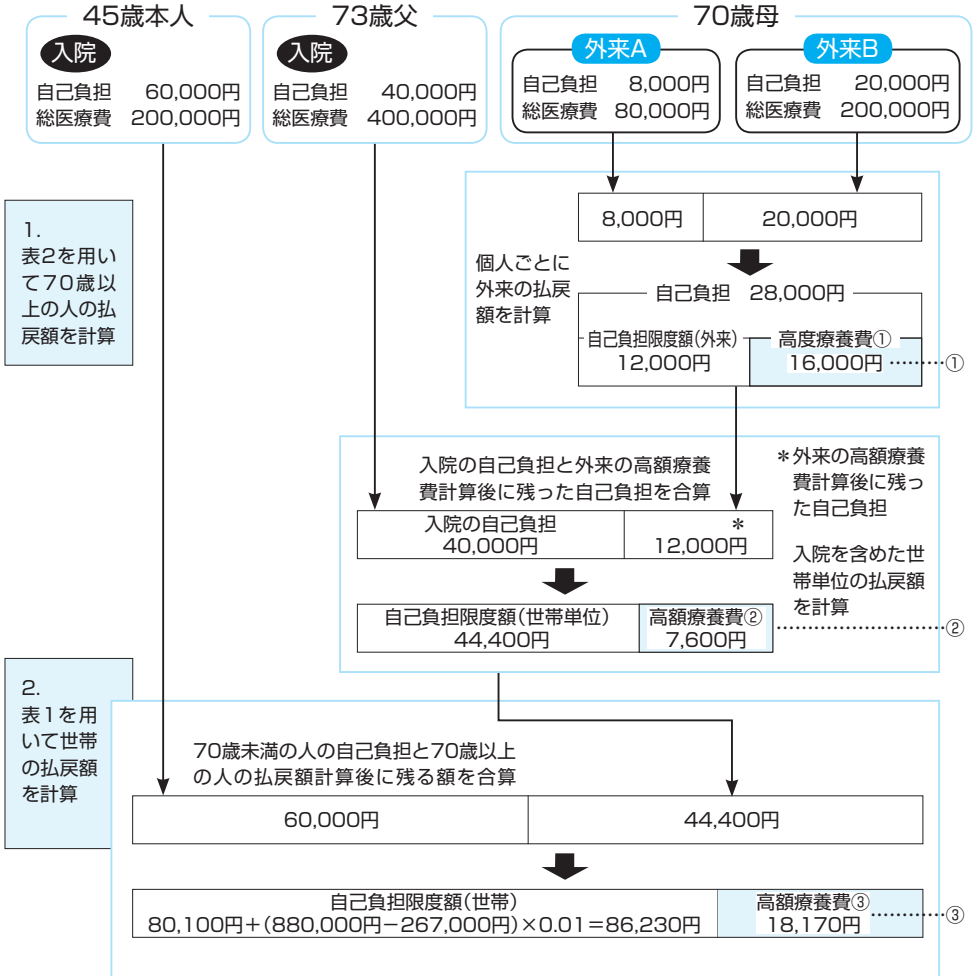
## ▶ 同じ世帯に70歳未満の人と70歳～74歳の人がいる場合

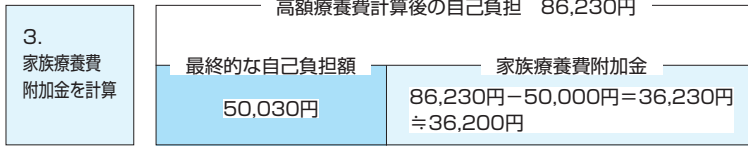
- ① 「70歳～74歳の人」の払い戻し額を計算します。
- ② ①の払い戻し額を除いた負担額と「70歳未満の人」の負担額を合算して限度額(表1)を超えた分が世帯の払い戻し額となります。
- ③ ①と②を合わせた額が世帯全体の払い戻し額となります。

※詳しくは、次頁の計算例を参考にしてください。

### 具体的な計算例3

45歳の組合員本人が入院。73歳の被扶養者（父）が入院。70歳の被扶養者（母）は、外来で病院にかかり、3人が窓口で支払った自己負担額は合計128,000円の場合。





窓口での自己負担128,000円のうち

高額療養費 家族療養費附加金  
共済組合から支給される額は…(16,000円+7,600円+18,170円)+36,200円  
=77,970円

最終的な自己負担額は……………128,000円-77,970円=50,030円

となります。

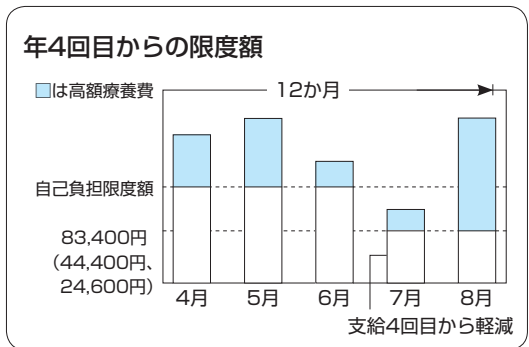
▶ **多数該当** / 同一世帯で高額療養費の支給を受けた月が12か月以内に3回以上

同一世帯で、当該療養月を含む12か月以内に高額療養費の支給を受けた月が3回以上あった場合は、4回目からは70歳未満の人は44,400円（上位所得者83,400円、住民税非課税等は24,600円）、70歳～74歳の人（現役並み所得者のみ）は44,400円を超えた額が高額療養費としてあとから払い戻されます。

多数該当の自己負担限度額

上位所得者	83,400円
一般	44,400円
住民税非課税	24,600円
70歳～74歳の現役並み所得者	44,400円

※70歳～74歳の人で外來のみ高額療養費の支給は、多数該当の回数から除きます。



## ▶ 特定疾病の場合

血友病、抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群、人工透析治療を行っている慢性腎不全の人は、共済組合から発行する「特定疾病療養受療証」を組合員証とともに保険医療機関等の窓口に掲示することにより、病院での1か月の自己負担が10,000円（人工透析が必要な上位所得者は20,000円）以内ですみます。

該当する組合員または被扶養者は、共済組合に「特定疾病療養承認申請書」を提出してください。「特定疾病療養受療証」を交付します。

## ● 高額介護合算療養費

同一世帯の組合員または被扶養者において医療と介護の両方の自己負担がある場合に、1年間（前年8月1日から7月31日まで。「計算期間」という）にかかった医療保険と介護保険の自己負担額の合算額が自己負担限度額を超えたときは、超えた額が医療、介護の比率に応じて、共済組合からは「高額介護合算療養費」として、介護保険からは「高額医療合算介護サービス費」として後で現金で支給されます。

### 所得・年齢区分別の自己負担限度額（年額）

所得区分	70歳未満	70～74歳
上位所得者・現役並み所得者	126万円	67万円
一般	67万円	56万円
住民税非課税Ⅱ等	34万円	31万円
住民税非課税Ⅰ等	34万円	19万円

※所得区分については、P.33参照。

## ■ 特別なサービスや先進医療を受けるとき

一部負担金の他に、保険適用部分との差額を自己負担します。

## ● 保険外併用療養費（差額を自己負担するとき）

共済組合の短期給付等の公的医療保険が適用となる医療と保険外の医療を併用して受けることはできませんが、法令で定める次の医療（評価療養・選定療養）

については併用が認められています。

この場合、保険療養と変わりのない基礎的な部分（診察、検査など）については、保険外併用療養費として、一般の保険診察と同様の給付が受けられます。

ただし、基礎的な部分との差額（保険外の部分）については、共済組合の給付対象とはならず患者が支払うことになります。

#### ① 評価療養

将来的な保険導入のための評価を行うもの（先進医療、国内未承認薬等）

●先進医療を受けたり、国内未承認薬を使用する場合等は、保険診療と変わりのない基礎的部分について、保険外併用療養費として保険診療が受けられます。しかし、これ以外の部分については患者が支払うことになります。

#### ② 選定療養

保険導入を前提としないもので、快適性・利便性に係るもの、医療機関の選択に係るもの等（差額ベッド、歯の治療、予約診療や時間外診療等）

##### ●差額ベッド（特別療養環境室）

普通室より条件のよい病室（個室、2～4人部屋など）を選んだときや長期療養でより良好な療養環境の提供を受けたときは、差額を支払うことになります。

##### ●歯の治療

歯の治療には、使用材料ごとに一定の制約が設けられています。金合金、白金加金などの材料を使いたいときは、治療方法に応じて給付範囲の材料との差額を支払うことになります。

##### ●予約診療や時間外診療

予約診療制をとっている病院で予約診療を受けた場合や、時間外診療を希望した場合などは、予約料や時間外加算に相当する額などは自己負担となります。

# 結婚したときと子供が生まれたとき

## 結婚したとき

組合員が結婚したときは、結婚手当金として80,000円が支給されます。

なお、組合員どうしが結婚した場合にも、双方の組合員にそれぞれ80,000円が支給されます。

## 子供が生まれたとき

組合員または被扶養者が出産したときは、出産費または家族出産費が支給されます。

組合員		配偶者	
出産費	390,000円	家族出産費	390,000円

- 産科医療補償制度に加入する医療機関等の医学的管理の下で出産(死産を含み、在胎週数22週以降のものに限る)したときは、産科医療補償制度に係る保険料相当額の30,000円(30,000円に満たないときは、実質相当額)を加算した額が支給されます。
- 給付の対象となる出産には、妊娠4か月(85日)以上の胎児の早産・死産・流産も含まれます。
- 双生児を出産したときは、出産が2度あったものとして倍額が支給されます。したがって、3児以上出産した場合は、その産児ごとに1回の分娩があったものとされます。
- 退職の日まで引き続いて1年以上組合員であった者が、退職後6か月以内に出産したときは、その者に出産費が支給されます。

しかし、その者が退職後出産するまでの間に他の組合の組合員または健康保険等の被保険者の資格を取得したときは支給されません。

平成21年10月から平成23年3月までの間、窓口で出産費用をできるだけ現金で支払わなくても済むようにすることを目的として、出産費等の医療機関等への直接支払制度が実施されています。

これにより、直接支払制度を利用する場合は、窓口で出産費用から出産費等の支給額を差し引いた額を支払うだけで済むようになります。



# 災害にあったとき

組合員または被扶養者が、水害、地震、火災およびその他の非常災害を受けた場合には弔慰金（家族弔慰金）、災害見舞金が支給されます。

## 非常災害で死亡したとき

組 合 員		被 扶 養 者	
弔慰金	標準報酬の月額 の1か月分	家族弔慰金	標準報酬の月額 の $\frac{70}{100}$
弔慰金 附加金	弔慰金が270,000円に 満たないときは 270,000円との差額	家族弔慰金 附加金	家族弔慰金が270,000 円に満たないときは 270,000円との差額

注) 非常災害とは、火災、洪水・津波等の水害、崖崩れ、台風等の主として自然現象による天災をいいますが、その他の予測しがたい事故、たとえば脱線、衝突、墜落などの交通事故や爆発、感電など過失によらない不慮の事故も含まれます。また、死亡の原因が直接災害事故によるものに限ります。



## 非常災害で家財に損害を受けたとき

### 災害見舞金

組合員が、非常災害によって住居<sup>注1)</sup> または家財<sup>注2)</sup> に損害を受けたときは、その損害の程度に応じて、次の表の区分により災害見舞金が支給されます。

損 害 の 程 度		金 額	
住居および家財の全部が焼失し、または滅失したとき		標準報酬 の月額	3月分
住居および家財の1/2以上が焼失し、または滅失したとき 住居または家財の全部が焼失し、または滅失したとき		//	2月分
住居および家財の1/3以上が焼失し、または滅失したとき 住居または家財の1/2以上が焼失し、または滅失したとき		//	1月分
住居または家財の1/3以上が焼失し、または滅失したとき		//	0.5月分
浸水によって平家屋が損害を受け、その認定が困難なとき	床上120cm以上	//	1月分
	床上30cm以上	//	0.5月分

注1) 住居とは、現に組合員が生活の本拠として居住する建造物をいい、自宅・公務員宿舎・公営住宅・借家・借間等の別を問いませんが、物置・納屋等は含まれません。

注2) 家財とは、住居以外の生活上必要な一切の財産を指しますが、山林・田畑・宅地・貸家等の不動産、現金、預貯金・有価証券および、住居狭小等の理由により他に預けている家財は含まれません。

注3) 災害見舞金の額は、住居、家財のそれぞれについて別々に算定され、それが合算されますが、最高額は標準報酬の月額3か月分となっています。

注4) 同一世帯に2人以上の組合員がいる場合は各々に支給されます。

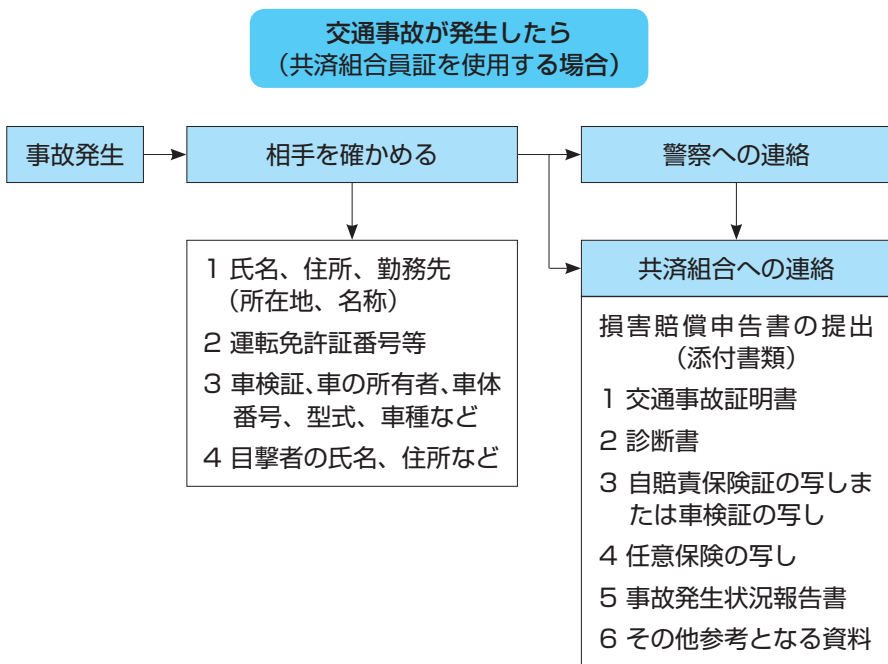
注5) 豪雨による崖崩れ等のために立退命令を受けて、住居の移転を要する場合には、災害を受けたとみなされます。

## 第三者行為によるケガ（交通事故、傷害事件など）

交通事故、傷害事件など、他人（第三者）の行為によりケガなどをした場合は損害賠償となり、医療費は、加害者である第三者が負担することが原則です。

しかし、加害者との示談が長引きそうな場合は、組合員証を使って医療を受けることができます。この場合の医療費は共済組合がいったん立て替えておき、後に加害者に請求することになります。つまり、共済組合が本人に代わって加害者に損害賠償を行うわけです。

共済組合に届け出ずに勝手に示談を結んでしまうと、共済組合は示談の範囲内でしか損害賠償ができなくなってしまい、組合員から医療費を返還してもらうことにもなりかねません。示談を行う前に、必ず共済組合に相談してください。



注) 被害者になったら、必ず相手を確認すると同時に、警察へ連絡し、医師の診断を受け、事故証明および診断書をもらってください。

そのほか、事故を目撃した人がいれば後々のために、目撃者の氏名、住所、電話番号を聞いておくことも大切です。

また、軽いケガでも、後遺症がでる場合もありますので、必ず、医師の診断を受けておきましょう。

# 給与が支給されないとき

組合員が公務外の原因で傷病あるいは、出産等により休職、欠勤したためその期間について給与の一部または全部が支給されない場合は、次の手当金が支給されます。ただし、その支給期間に給与の全部または一部が支給される場合は、その支給を受けた給与の額を控除した額が支給されます。

## 傷病手当金・傷病手当金附加金

公務外の傷病により、勤務する事ができない場合は、次により傷病手当金が支給されます。

### 給付額

勤務できなかった期間1日につき標準報酬の日額の $\frac{2}{3}$ に相当する額

### 給付期間

○ 傷病手当金

欠勤4日目から起算して1年6か月間（結核性の疾病については3年間）

○ 傷病手当金附加金

傷病手当金の支給期間終了後、資格を喪失するまで、または休職となった日から3年を経過する日まで

※任意継続組合員は支給対象外となります。

### 障害共済年金等との併給調整

障害給付（障害共済年金、障害基礎年金および障害一時金）または退職給付（退職共済年金、老齢厚生年金および老齢基礎年金）を受ける場合は、傷病手当金は支給されません。ただし、障害給付または退職給付が傷病手当金の額を下回る場合には、その差額が支給されます。



## 出産手当金

出産により勤務することができない場合は、次により出産手当金が支給されます。

### ● 給付額

勤務できなかった期間1日につき標準報酬の日額の  $\frac{2}{3}$  に相当する額

### ● 給付期間

出産の日の以前42日（多胎妊娠の場合は98日）から出産の日の後56日まで  
出産した当日は、出産の日の以前42日（多胎妊娠の場合は98日）に含まれます。



## 休業手当金

組合員が災害、結婚等で欠勤したときまたは被扶養者の病気やケガ、災害、出産等のため欠勤したときは、次により休業手当金が支給されます。

事 由	給付期間	給 付 額
被扶養者の病気・負傷	欠勤した日数	勤務できなかった期間1日につき標準報酬の日額の $\frac{50}{100}$  なお、傷病手当金または出産手当金を受けている期間内は支給されません。
配偶者の出産	14日以内	
組合員の公務によらない不慮の災害 または被扶養者に係る不慮の災害	5日以内	
組合員の結婚、配偶者の死亡、祖父母、 父母、子、兄弟姉妹、孫、配偶者の父母、 子およびその他の被扶養者の結婚・葬祭	7日以内	
組合員の配偶者、子供、父母であって、 被扶養者でないものの病気または負傷	所属所長が必要 と認めた期間	
学校教育法による高校・大学の通信課程 に在学する組合員で面接授業を受けるため 勤務に服することができない場合	所属所長が必要 と認めた期間	

## 育児休業手当金

組合員（任意継続組合員を除く）が育児休業をしたときに支給されます。  
なお、組合員が部分休業をしたときは支給されません。

### 給付額

1日につき標準報酬の日額の $\frac{50}{100}$ に相当する額。ただし、土曜日、日曜日については支給の対象となりません。

※平成22年4月1日以前に取得した育児休業に係る育児休業手当金については、従前の支給方法（標準報酬の日額の $\frac{20}{100}$ に相当する金額について、育児休業が終了した日後引き続いて6か月以上組合員であるときにまとめて支給）となります。

### 給付期間

育児休業をした期間（子が1歳※に達する日まで）。ただし、次の①②のいずれかの事情がある場合等は、1歳6か月までとなります。

- ①保育所に入所を希望しているが入所できない場合
- ②子を養育している配偶者であって、1歳以降子を養育する予定であった者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合

※父母がともに育児休業を取得する場合は、1歳2か月に達するまでの間の1年間（女性組合員は産後休暇を含む）

## 介護休業手当金

組合員が1日単位の介護休暇（介護休業）の承認を受けて勤務できなかったときに支給されます。

### 給付額

勤務できなかった期間1日につき標準報酬の日額の $\frac{40}{100}$ に相当する額

### 給付期間

介護休暇（介護休業）をした期間  
（組合員の介護を必要とする者の各々が、介護を必要とする1つの継続する状態ごとに、介護休暇（介護休業）の開始の日から起算して3か月を超えない期間）



# 死亡したとき

組合員が公務によらないで死亡したとき、または被扶養者が死亡したときは、埋葬料・埋葬料附加金または家族埋葬料・家族埋葬料附加金が支給されます。

組 合 員		被扶養者	
埋葬料	50,000円	家族埋葬料	50,000円
埋葬料附加金	50,000円以内	家族埋葬料附加金	50,000円

- 組合員が死亡したときには、死亡当時の被扶養者で埋葬を行う者に対し支給されますが、埋葬を行うべき被扶養者がいない場合は、埋葬料および埋葬料附加金の額の範囲内で、埋葬に要した費用（埋葬に直接要した実費）が埋葬を行った者に支給されます。

# 退職後の医療など

退職した後は、厚生労働省第二共済組合の組合員としての資格を失います。退職後も医療費の給付等を受けるためには、再就職した就職先の健康保険等に加入する場合を除き、次のような医療保険制度に加入する必要があります。

- 厚生労働省第二共済組合の任意継続組合員となる。
- 国民健康保険に加入する。(退職者医療制度の適用を受ける場合があります。)
- 子供等が加入している共済組合や健康保険の被扶養者となる。

## 退職後も受給できる給付は

1年以上組合員であった者については、退職によって組合員の資格を喪失した場合でも、次のような給付を受けることができます。

### ● 出産

退職の日までに1年以上組合員であった者が、退職後6か月以内に出産したときは出産費が支給されます。

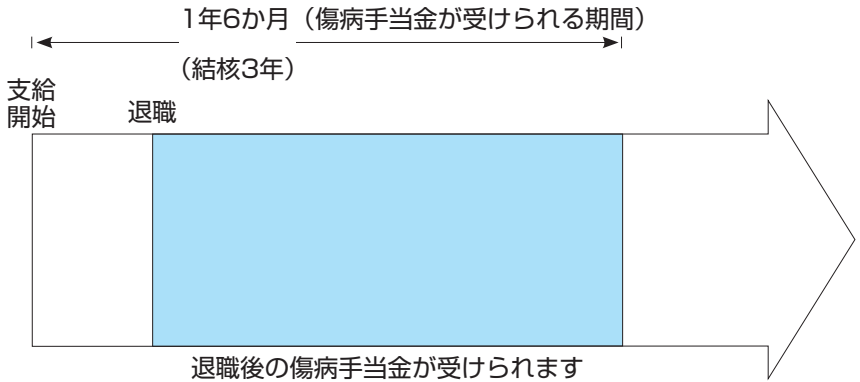
- 退職後6か月以内の出産でも、その間に他の共済組合の組合員または健康保険等の被保険者となったときは、支給されません。
- 組合員が退職したとき、出産手当金の受給中であったときは、受けられるはずの所定の日数の残りの期間について手当金が受けられます。





## ● 休業

組合員が退職したときに、傷病手当金の受給中であったときは、受けられるはずの所定の日数の残りの期間について手当金が受けられます。



○1年6か経過するまでの間に障害共済年金、障害一時金または退職および老齢を事由とする年金給付を受けることができるときは（傷病手当金の日額－当該障害年金等の日額換算額）×日数の額が支給されます。

## ● 死亡

組合員（在職期間1年未満も含みます。）が退職後3か月以内に死亡したときは、埋葬料が支給されます。

○退職後、他の共済組合の組合員または健康保険等の被保険者になったときは、支給されません。

## 任意継続組合員になるには

### ● 資格の取得

退職日の前日まで継続して1年以上組合員であった者が、退職したあとも引き続き短期給付（一定の給付を除く）および福祉事業（貸付事業は一部）の適用を受けることを希望するときは、2年間を限度として、任意継続組合員になることができます。

### ● 掛金

任意継続掛金は、掛金の基礎となる標準報酬の月額に  $\frac{62.3}{1000}$  を乗じた額と、介護掛金（40歳以上）として標準報酬の月額に  $\frac{7.86}{1000}$ （H22年度）を乗じた額を毎月納めることとなります。また、一定期間分を前納することもできます。

「掛金の基礎となる標準報酬の月額」は次のいずれか少ない額です。

#### ① 退職時の標準報酬の月額（A）

ただし、次の要件をすべて満たすものについては、 $A - (A \times 30 / 100)$  の額をもって退職時の標準報酬の月額とすることができます。

ア. 組合員期間が15年以上

イ. 退職時の年齢が55歳以上

ウ. 前記に定める年齢となった日以後初めての退職

#### ② 毎年1月1日における、厚生労働省第二共済組合の組合員の平均標準報酬の月額（H22年度 410,000円）

### ● 短期給付

任意継続組合員に対して行われる短期給付は、組合員が受ける療養の給付、保険外併用療養費、療養費、高額療養費、家族療養費、出産費、埋葬料等について同様に受けられます。

## 国民健康保険に加入するには

国民健康保険は、国民健康保険法に基づいて市区町村が行う医療保険です。したがって、国民健康保険の保険給付および保険料の徴収は地域行政のもとで行われるので、加入手続も居住地の市区町村役場で行うことになります。

### 加入手続など

#### ① 加入資格

国民健康保険の被保険者資格は、届出の日からではなく共済組合や会社の健康保険の被保険者資格を失った日からです。

#### ② 加入手続

組合員資格を失った日から14日以内に市区町村役場の国民健康保険課に加入届を提出します。

#### ③ 保険料

保険料の算定方法は、被保険者の所得、資産、その地域の被保険者数による均等割、世帯別平等割などからそれぞれの保険料を計算します。

#### ④ 給付

医療費の給付は、通院・入院ともに7割（自己負担3割）です。

#### ⑤ 退職者医療制度

国民健康保険に加入した場合の特例で、退職者医療制度の加入手続を要する人もいます。詳しくは、国民健康保険加入手続の際に市区町村役場にお尋ねください。



## ■ 子供などの被扶養者になるには

退職後、任意継続組合員、国民健康保険等の被保険者とならないときは、子供等が加入している保険制度の被扶養者になる手続をしてください。

なお、被扶養者になるには共済組合の場合と同様に、所得などについての限度があります。

## ■ 再就職したときは

再就職すると、勤務先が「健康保険」の適用事業所になっているときは、健康保険に加入することになります。

再就職先が「健康保険」に加入していない場合は、共済組合の任意継続組合員になるか、市区町村の国民健康保険に加入することになります。



## 第3章

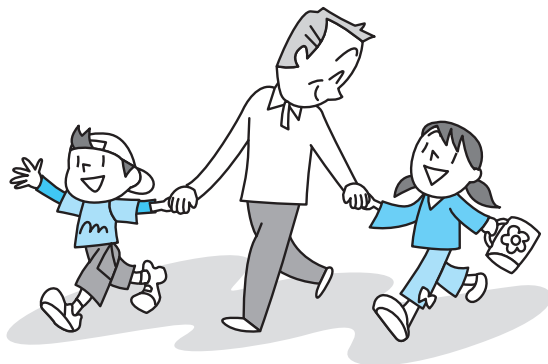
# 長期給付

- ・長期給付のあらまし
- ・給付の種類と受給要件

# 長期給付のあらまし

長期給付とは、組合員が退職したり、障害の状態になったとき、死亡したときに組合員や家族の生活の安定を図るために年金等の給付を行う事業です。

なお、給付事由が発生してから5年以内に給付請求を行わないと権利が消滅しますので注意してください。



## 公的年金制度の区分

わが国の公的年金制度は、それぞれいろいろな経過を経て今日を迎えています。現在では、図のように3種5制度に分かれています。

公 的 年 金	共 済 年 金	国家公務員共済組合	被 用 者 年 金 制 度  (公的年金制度のうち、 国民年金制度を除いたものを「被用者年金」制度といいます。)
		地方公務員等共済組合	
		私立学校教職員共済	
	厚生年金保険	基 礎 年 金 制 度	
	国民年金		

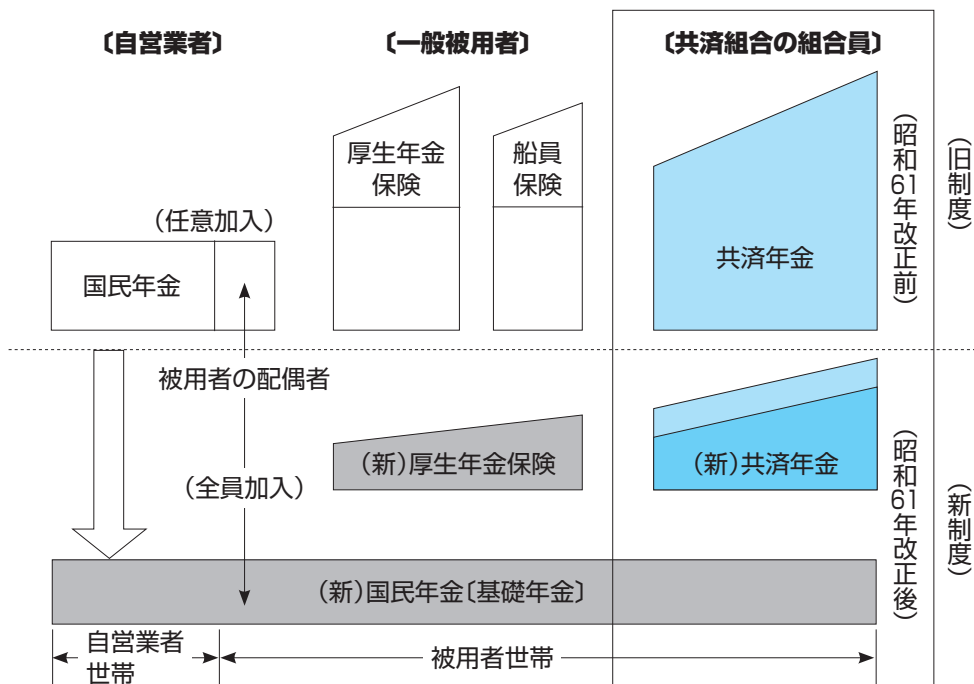
## 基礎年金制度導入による新共済年金制度の実施

昭和61年4月1日から、各公的年金制度について一斉に現在の新年金制度が発足しました。その結果、同日以後の新国民年金制度は、それまでの自営業の方達ばかりでなくサラリーマンやその被扶養配偶者にも適用を拡大し、全国民に共通の「基礎年金」を支給する制度に変わりました。

また、共済年金や厚生年金保険の被用者年金制度についても、この国民年金の改正に合わせて改正が行われ、年金制度の仕組みが大幅に変更されました。

これにより、同日以後は、

- 共済組合の組合員やその被扶養配偶者にも新国民年金制度が適用されていますので、組合員の方は、共済年金とともに国民年金にも加入することになり、同時に2つの年金制度の適用を受けることになっています。
- したがって、共済年金は、国民年金の上乗せとしての報酬比例の年金を支給する制度になりました。



## ● 国民年金の被保険者

- (1) 第1号被保険者…20歳以上60歳未満の自営業者および学生等（次の第2号・第3号被保険者に該当しない者）
- (2) 第2号被保険者…共済組合の組合員および厚生年金保険の被保険者（いずれも65歳未満）
- (3) 第3号被保険者…第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者

## ■ 被保険者の届出

組合員本人は自動的に第2号被保険者となりますが、被扶養配偶者が第3号被保険者の資格を取得あるいは喪失する場合や変更がある場合には、共済組合を経由して各年金事務所に届出をすることになります。

また、組合員が退職等により第1号被保険者となった場合には住所地の市区町村に届出をする必要があります。

事由	内 容	届出事由	届出先
就 職	20歳以上の方が初めて就職し、国家公務員になったとき	第1号→第2号(本人)	本人の勤務先
異 動	本人が国家公務員から地方公務員になったとき、またはその逆のとき（他の制度の共済組合へ異動した場合）	第3号→第3号(配偶者)	本人の新しい勤務先
結婚等	本人が結婚退職し、被扶養配偶者となったとき	第2号→第3号(本人)	配偶者の勤務先
	本人が自営業者等の方と結婚し、その方を被扶養配偶者としたとき	第1号→第3号(配偶者)	本人の勤務先
退 職	本人が退職し、自営業者等になったとき	第2号→第1号(本人) 第3号→第1号(配偶者)	市区町村の年金窓口
	本人が退職し、引き続き民間会社へ再就職したとき	第3号→第3号(配偶者)	本人の新しい勤務先
その他	本人（または配偶者）は、共働きしていたが、退職して被扶養配偶者となったとき	第2号→第3号本人（または配偶者）	配偶者（または本人）の勤務先
	配偶者の収入が増加し、被扶養配偶者でなくなったとき	第3号→第1号（配偶者）	市区町村の年金窓口



これらの届出をしなかったり遅れたりすると、保険料未納期間となり、将来年金を受けられなくなったり、年金額が少なくなったりすることがありますので、忘れずに届出を行ってください。

(注) 第3号被保険者に関する届出は、第2号被保険者である配偶者が所属する共済組合または勤務先（事業主）で行います。

## ● こんな場合も届出を

項目	内容	必要なもの
20歳になったら	20歳になったとき自営業の者や学生などは、必ず加入の届出を（厚生年金・共済組合の加入者を除く）	印鑑、学生証(学生)
引っ越したら	住所・氏名が変わったとき 住民票の届出と同時に届出を	印鑑、年金手帳
退職したら	厚生年金・共済組合をやめたとき 扶養している配偶者がいる者は合わせて届出を	印鑑、本人・配偶者の年金手帳、退職証明書
就職したら	厚生年金・共済組合に加入したとき（第2号被保険者へ） 扶養している配偶者のいる者はサラリーマンの妻の届出を	印鑑、本人・配偶者の年金手帳、健康保険証等
結婚したら	厚生年金・共済組合の加入者の扶養になったとき	印鑑、本人・配偶者の年金手帳、健康保険証等
転職したら	第3号被保険者の配偶者が会社などを変ったとき 厚生年金→厚生年金 厚生年金→共済組合 共済組合→共済組合	印鑑、 本人・配偶者の年金手帳、 転職の証明書類、 健康保険証等
収入が増えたら	厚生年金・共済組合の加入者の扶養からはずれたとき	印鑑、本人・配偶者の年金手帳、健康保険証等

## ● 基礎年金番号

年金の加入資格が発生した際に、各公的年金制度を通じて共通化した年金番号が基礎年金番号として付番されます。この番号は加入制度を異動しても変わらない生涯不変の一人一番号とされています。

基礎年金番号の導入によって、各制度を通じて加入記録を把握できることから、年金相談や年金裁定が的確・迅速に行えることとなりました。また、制度間での併給調整などの不徹底により生じていた年金の過払いの発生が防止できます。

## 長期給付の種類

### ● 共済組合からの給付

退職給付	退職共済年金	原則として、組合員期間等が25年以上で、かつ、60歳以上であるとき
障害給付	障害共済年金	在職中に病気やケガにより、一定程度の障害の状態になったとき
	障害一時金	公務によらない病気やケガで退職した場合に軽度の障害の状態にあるとき
遺族給付	遺族共済年金	在職中または退職後に死亡したとき

### ● 国民年金からの給付（基礎年金）

老齢給付	老齢基礎年金	保険料納付期間などが25年以上ある者が65歳になったとき
障害給付	障害基礎年金	初診日前に保険料納付済期間などが加入期間の3分の2以上ある者が、障害等級1級または2級に該当する障害者になったとき
遺族給付	遺族基礎年金	被保険者または老齢基礎年金受給権者が死亡したときで、その者に扶養されていた18歳の誕生日の最初の3月31日までの間の子がいるときなど

# 給付の種類と受給要件

## 特別支給の退職共済年金（65歳に達するまでの支給）

### ● 受給要件

組合員期間を有する者で65歳未満の者が次の①～③のいずれをも満たしたとき支給されます。

- ① 60歳に達していること
- ② 組合員期間等が25年以上であること
- ③ 組合員期間が1年以上あること

(注1) 60歳については、昭和28年4月2日以降に生まれた方から段階的に引き上げられます。また、昭和36年4月2日以降に生まれた方については、特別支給の退職共済年金の支給はありません。

生年月日	年齢	生年月日	年齢
昭28.4.2～30.4.1	61歳	昭和32.4.2～34.4.1	63歳
昭30.4.2～32.4.1	62歳	昭和34.4.2～36.4.1	64歳

(注2) 組合員期間等とは、公的年金制度に加入していた期間（共済組合の組合員期間、国民年金や厚生年金保険の被保険者期間）を合算した期間をいいます。

(注3) 組合員期間等が25年以上であることについては、1つの共済組合の組合員期間または、組合員期間と他の共済組合や厚生年金保険の加入期間（国民年金を除きます）を合算した期間が、それぞれ生年月日に応じて次の表の年数以上であればよいこととされています。

生年月日	年数	生年月日	年数
～昭27.4.1	20年	昭和29.4.2～30.4.1	23年
昭和27.4.2～28.4.1	21年	昭和30.4.2～31.4.1	24年
昭和28.4.2～29.4.1	22年		

### ● 加給年金額

#### ① 支給要件

次の要件を満たすときに年金額に加算されます。

- (a) 年金額の算定の基礎となる組合員期間が20年以上であること。
- (b) 受給権者が退職共済年金の権利を取得した当時、その者によって生計を維持していた配偶者（届出をしていないが、事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。）または子がいること。

生計を維持していた者とは、受給権者が退職共済年金の権利を取得した当時、その者と生計を共にしていた者のうち、年額850万円以上の収入を将来にわたって有すると認められる者以外のものをいいます。

- (c) 配偶者については65歳未満であること。(受給権者または配偶者が大正15年4月1日以前の生まれである場合には65歳以後も可。)
- (d) 子については、18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にあるか、または20歳未満で障害の程度が1級または2級に該当していること。

## ② 支給の停止

次のいずれかに該当するときは、加給年金額の支給は停止されます。

- (a) 配偶者自身が、被用者年金制度から退職(共済)年金もしくは老齢(厚生)年金(加入期間が20年以上のものか、20年以上とみなされるもの)に限り、または公的年金制度から障害(共済)年金、もしくは障害(厚生)年金、障害基礎年金を受けているとき。
- (b) 受給権者が他に加給年金額が加算された老齢厚生年金の支給を受けているとき。
- (c) 受給権者が特例支給開始年齢未満であるとき。

## ③ 失権

加給年金額の支給対象となっている配偶者や子が次に該当したときは、加給年金額は加算されなくなり、年金額が改定されます。

- (a) 死亡したとき。
- (b) 受給権者によって生計を維持されなくなったとき。
- (c) 配偶者が離婚したとき。
- (d) 配偶者が65歳に達したとき。(配偶者が65歳に達すると配偶者自身の老齢基礎年金を受けることとなります。)
- (e) 子が養子縁組によって受給権者の配偶者以外の者の養子となったとき。
- (f) 養子縁組による子が離縁したとき。
- (g) 子が婚姻をしたとき。
- (h) 子が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき。
- (i) 20歳前の1級または2級の障害状態にある子について、その事情がなくなったとき。
- (j) 20歳前の1級または2級の障害状態にある子が20歳に達したとき。(子が20歳に達すると、自分自身の障害基礎年金を受けることとなります。)

## 本来支給の退職共済年金（65歳からの支給）

### ● 受給要件

組合員期間を有する者が次の①～③のいずれも満たしたとき支給されます。  
なお、共済年金に併せて老齢基礎年金が支給されます。

- ① 65歳に達していること
- ② 組合員期間等が25年以上であること
- ③ 組合員期間が1年以上あること（在職中は組合員期間が1年以上）

## 老齢基礎年金

### ● 受給要件

次の要件をすべて満たした者に支給されます。

- ① 国民年金の加入期間（受給資格期間）が25年以上ある
- ② 65歳に達していること

（注）受給資格期間とは、共済年金の組合員期間、厚生年金の被保険者期間、国民年金のみの加入期間、昭和61年3月31日以前の国民年金制度に任意加入しなかった期間等を合算した期間で、原則として国民年金制度が発足した昭和36年4月以降の期間が対象となります。

### ● 年金額

20歳から60歳までの40年間、保険料を納めた場合で年額792,100円（平成22年度）です。なお、昭和16年4月1日以前に生まれた者は、特例で25年～39年の加入期間（国民年金加入可能年数）があれば、40年間加入したものとして、792,100円が支給されます。

## 退職共済年金 の額の推移

退職共済年金の額は、生年月日に応じて次のようになります。

昭和16年4月1日以前生まれの方  
(平成12年度以前に60歳に達した方)

60歳	65歳
加給年金額	加給年金額
職域加算額	職域加算額
厚生年金相当額	厚生年金相当額
定 額	老齡基礎年金 (本人)
	基礎年金 (配偶者)

昭和16年4月2日～  
昭和18年4月1日生まれの方  
(平成13年～14年度に60歳に達した方)

61歳	65歳
加給年金額	加給年金額
職域加算額	職域加算額
厚生年金相当額	厚生年金相当額
定 額	老齡基礎年金 (本人)
	基礎年金 (配偶者)

昭和18年4月2日～  
昭和20年4月1日生まれの方  
(平成15年～16年度に60歳に達した方)

62歳	65歳
加給年金額	加給年金額
職域加算額	職域加算額
厚生年金相当額	厚生年金相当額
定 額	老齡基礎年金 (本人)
	基礎年金 (配偶者)

昭和20年4月2日～  
昭和22年4月1日生まれの方  
(平成17年～18年度に60歳に達した方)

63歳	65歳
加給年金額	加給年金額
職域加算額	職域加算額
厚生年金相当額	厚生年金相当額
定 額	老齡基礎年金 (本人)
	基礎年金 (配偶者)

昭和22年4月2日～  
昭和24年4月1日生まれの方  
(平成19～20年度に60歳に達する方)

64歳	65歳
加給年金額	加給年金額
職域加算額	職域加算額
厚生年金相当額	厚生年金相当額
定 額	老齡基礎年金 (本人)
	基礎年金 (配偶者)

昭和24年4月2日～  
昭和28年4月1日生まれの方  
(60歳から受給)

60歳	65歳
	加給年金額
職域加算額	職域加算額
厚生年金相当額	厚生年金相当額
	老齡基礎年金 (本人)
	基礎年金 (配偶者)

昭和28年4月2日～  
昭和30年4月1日生まれの方  
(61歳から受給)

61歳	65歳
	加給年金額
職域加算額	職域加算額
厚生年金相当額	厚生年金相当額
	老齡基礎年金 (本人)
	基礎年金 (配偶者)

昭和30年4月2日～  
昭和32年4月1日生まれの方  
(62歳から受給)

62歳	65歳
	加給年金額
職域加算額	職域加算額
厚生年金相当額	厚生年金相当額
	老齡基礎年金 (本人)
	基礎年金 (配偶者)

昭和32年4月2日～  
昭和34年4月1日生まれの方  
(63歳から受給)

63歳	65歳
	加給年金額
職域加算額	職域加算額
厚生年金相当額	厚生年金相当額
	老齡基礎年金 (本人)
	基礎年金 (配偶者)

昭和34年4月2日～  
昭和36年4月1日生まれの方  
(64歳から受給)

64歳	65歳
	加給年金額
職域加算額	職域加算額
厚生年金相当額	厚生年金相当額
	老齡基礎年金 (本人)
	基礎年金 (配偶者)

昭和36年4月2日以後の生まれの方  
(65歳から受給)

65歳
加給年金額
職域加算額
厚生年金相当額
老齡基礎年金 (本人)
基礎年金 (配偶者)

## ● 配偶者の年金

共済年金などの被用者年金に加入している者の被扶養配偶者は、国民年金第3号被保険者として取り扱われます。その結果、65歳から老齢基礎年金が支給されることとなります。

### 1 公務員の被扶養配偶者（第3号被保険者）の国民年金保険料

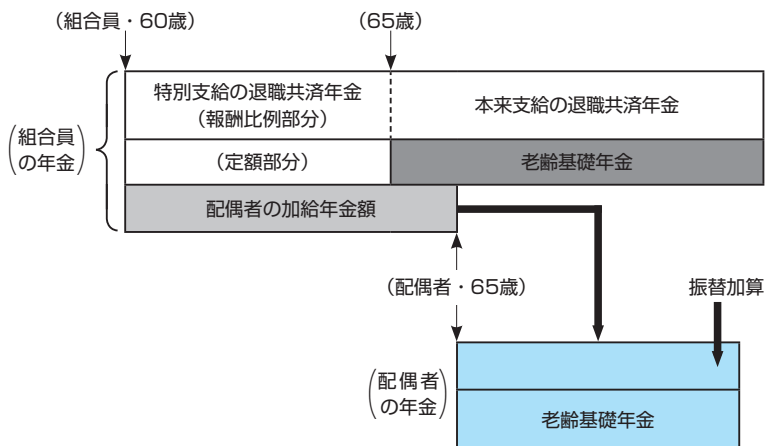
- 国民年金の保険料は、自営業の者や学生など（第1号被保険者）は個人で負担をしなければなりません。共済組合で認定されている被扶養配偶者（第3号被保険者）は、共済組合が拠出することとなっていますから、個人で負担する必要はありません。

### 2 配偶者の老齢基礎年金額と振替加算

- 公務員の配偶者の老齢基礎年金は、昭和61年4月前の旧国民年金に加入していた期間（被扶養配偶者としての任意加入期間を含みます。）と昭和61年4月以後の第3号被保険者としての加入期間とを合算した期間により年金額を計算し、満65歳になったら支給されます。
- 老齢基礎年金は、原則として40年加入で最高792,100円（平成22年度）の年金が支給されますが、年齢や保険料を納めた期間などによって年金額も異なっており、昭和16年4月1日以前に生まれた者は、特例で25年～39年の加入期間（国民年金加入可能年数）があれば、40年加入したのものとして最高額792,100円が65歳から支給されます。
- 組合員の退職共済年金の加給年金の対象となっていた配偶者が、65歳に達すると、配偶者自身が老齢基礎年金を受けることとなりますから、この時点で組合員の年金についていた加給年金は、支給が打ち切られることとなります。しかし、国民年金に任意加入していなかった配偶者や高齢の配偶者は、老齢基礎年金の年金額が低額になってしまいますので、一定年齢以上の配偶者には特例として、組合員の年金についていた加給年金が、配偶者が受ける老齢基礎年金に振替えられます。これを「振替加算」と呼んでいます。

夫婦で受ける年金の形態を図で表すと次のようになりますが、配偶者への振替加算額は、当分の間の特例として設けられているもので、年齢に応じた額となっており、昭和41年4月1日までに生まれた配偶者に支給されることになっています。

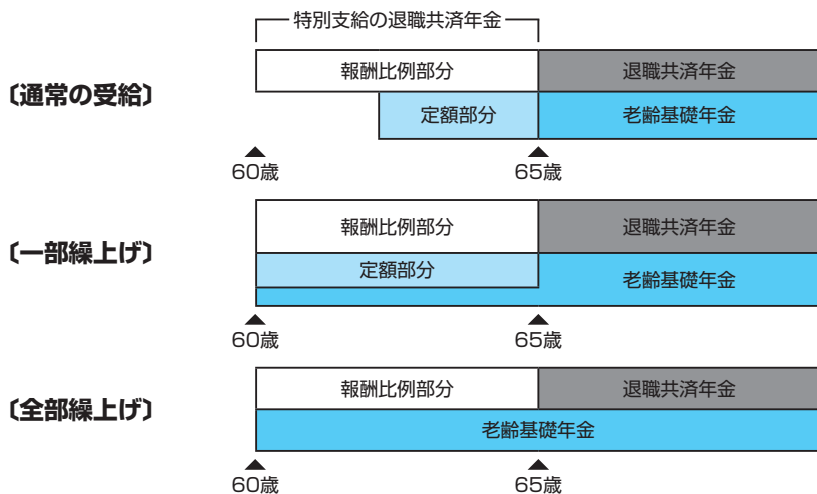




## 繰上げ支給の老齢基礎年金を受けたときの退職共済年金

老齢基礎年金については、本来は65歳から支給される年金ですが、昭和16年4月2日以降に生まれた方については、退職共済年金を受ける一方で、老齢基礎年金を65歳前から繰上げて受けることができるようになっています。

この老齢基礎年金の繰上げ支給には「一部繰上げの老齢基礎年金」と「全部繰上げの老齢基礎年金」の2種類があります。



## 退職共済年金の繰下げ支給制度

今後、高齢者の就労（引退年齢）がさらに進んでいくことが見込まれる中で、実際に引退した後から年金を受給したいという需要に応じられるよう、年金の支給開始年齢を繰下げて受給できる仕組みとして「退職共済年金の繰下げ支給制度」が導入されています。

## 離婚時における国家公務員共済年金の分割制度について

平成16年の年金制度の改正により、離婚時における年金分割制度（以下「年金分割制度」といいます。）が、厚生年金などと同様に国家公務員共済年金にも平成19年4月1日から導入されています。

また、分割請求に必要な「按分割合」を定めるための情報提供を行っています。

### ● 基本的なしくみ

年金分割制度とは、平成19年4月1日以降に成立した離婚等を対象として、離婚等をした当事者間の合意または裁判手続きにより按分割合を定めた場合に、当事者の一方からの請求によって、婚姻期間中の標準報酬総額（掛金の算定の基礎となった標準報酬の月額および標準期末手当等の額の総額をいいます）を当事者間で分割することができる制度です。

（ポイント）

- 平成19年4月以降に、離婚した場合、婚姻が取消された場合または事実上婚姻関係が解消したと認められる場合に限り請求することができます。
- 按分割合については、当事者間の協議の結果、合意に至らない場合は、当事者の一方が家庭裁判所に対して申立てを行い、裁判手続きにより定めることができます。
- 標準報酬総額の分割は、当事者それぞれの婚姻期間中の標準報酬総額を現在価値に換算し、その額の多い方から少ない方に対して標準報酬総額の一部を分割するものです。

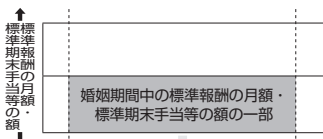
- 分割が認められるのは、平成19年4月1日以後に成立した離婚等ですが、平成19年4月1日前の婚姻期間に係る標準報酬の月額および標準期末手当等の額も分割の対象となります。
- 分割の請求は、原則、離婚等をしたときから2年を経過するまでの間に請求しなければなりません。

### 〈イメージ図〉

〔掛金の算定の基礎となった標準報酬の月額・標準期末手当等の額〕

〔年金の受給〕

- 婚姻期間における標準報酬総額の多い方



分割された分を除いた標準報酬の月額・標準期末手当等の額をもとに計算した退職共済年金の額

- 婚姻期間における標準報酬総額の少ない方



分割された分を含めた標準報酬の月額・標準期末手当等の額をもとに計算した退職共済年金の額

## ● 分割による効果

年金分割制度は、年金額の算定の基礎となる標準報酬総額を分割するものであるため、当事者の一方が、退職共済年金を受給している場合であっても、その受給している年金の額を分割し、相手方に対して、その分割された年金の一部を支給するものではありません。これを踏まえ、標準報酬総額の分割後の年金等については、次のように扱われます。

- 分割を受けた標準報酬等については、受けた方の退職共済年金等の受給資格に応じた年金に反映することができます。
- 分割を受けても、その受けた方ご自身が退職共済年金の受給要件を満たすまでは、当該年金は支給されません。また、分割を行った方が、その後死亡しても、分割を受けた方の年金には影響しません。
- 分割による標準報酬等が反映される部分は、年金額の中の報酬比例部分（厚生年金相当額＋職域加算額）に限られ、いわゆる「1階部分」にあたる定額部分や基礎年金には影響しません。

## 障害共済年金

### 受給要件

障害共済年金は、組合員または組合員であった者が次の①～③のいずれかに該当したときに支給されます。

- ① 初診日に組合員であり、かつ、障害認定日（症状の固定した日または初診日から1年6月が経過した日）において、3級以上の障害等級に該当する障害の状態にあるとき。
- ② 障害認定日には、3級以上非該当であった者が、その後65歳に達する日の前日までに、同一傷病により3級以上に該当し、請求したとき。
- ③ 基準傷病（組合員期間に初診日のある傷病）による障害と、その他の傷病によるものを併合して、65歳に達する日の前日までの間に2級以上の障害の状態になったとき。

（注）障害認定日に一定の障害の状態にあれば、在職中でも受給資格は発生（2級以上あれば障害基礎年金の受給資格も併せて発生）しますが、低所得者を除いて、在職中は支給停止となり障害基礎年金だけ支給されます。

## 障害一時金

### 受給要件

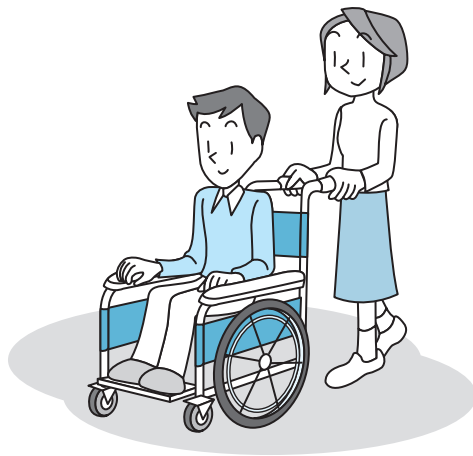
- ① 組合員である間に初診日のある公務によらない傷病により退職したときに、一定の障害（障害共済年金が受けられる程度より軽い程度の障害）の状態にあるとき。
- ② 退職日には障害の程度が軽くても退職後初診日から5年以内に一定の障害の状態になったとき。（障害が軽快して3年以上支給停止となっている障害共済年金・障害厚生年金などは除かれます。）  
なお、次のいずれかに該当する場合には支給されません。
  - (a) 公的年金制度から何らかの年金を受けることができる者
  - (b) 同一傷病について国家公務員災害補償法により通勤災害による補償を受けることができる者

## 障害基礎年金

### ● 受給要件

障害基礎年金は次の要件をすべて満たした者に支給されます。

- ① 国民年金の加入期間中に初診日のある傷病により、障害認定日に障害等級1級または2級の障害の状態にあるとき。
- ② 障害認定日には、障害等級1級または2級に該当しなかった者が、その後65歳に達する日の前日までに、障害の程度が増進し、障害等級1級または2級に該当し、請求したとき。
- ③ 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの保険料納付期間（保険料免除期間を含む）が加入期間の3分の2以上あるとき、または初診日の属する月の前々月までの1年間に保険料未納期間がないとき。



## 遺族共済年金

### ● 受給要件

組合員または組合員であった者が、次の①～④のいずれかに該当したときに、その者の遺族に支給されます。

- ① 組合員が在職中に死亡したとき。
- ② 組合員が退職後、組合員であった間に初診日がある傷病により、初診日から5年以内に死亡したとき。
- ③ 障害共済年金（1級または2級）の受給権者、または障害年金（1～3級）の受給権者が死亡したとき。
- ④ 退職共済年金の受給権者または受給資格期間を満たしている者（たとえば、60歳未満の者で60歳になれば退職共済年金の受給権が発生するという者）が死亡したとき。

（注）従前の退職年金、減額退職年金、通算退職年金および障害年金の受給権のある人が死亡した場合にも、遺族共済年金が支給されることになっています。

### ● 遺族の範囲および順位

共済組合法上の遺族とは、組合員または組合員であった者の死亡当時その者によって生計維持していた者で、範囲および順位は次のとおりです。

- ① 配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同事情にある者を含む。）  
および子
- ② 父母
- ③ 孫
- ④ 祖父母

（注1）組合員または組合員であった者の死亡当時その者によって生計維持していた者とは、組合員または組合員であった者の死亡当時、その者と生計を共にしていた者のうち、年額850万円以上の収入を将来にわたって有すると認められる者以外のものをいいます。

（注2）子または孫については18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にあってまだ配偶者がいない者、もしくは組合員または組合員であった者の死亡当時から引き続き障害等級の1級または2級に該当する障害の状態にある者に限ります。

## 遺族基礎年金

### ● 受給要件

遺族基礎年金は、次の要件のいずれかに該当したときその遺族に支給されます。

- ① 国民年金の被保険者が死亡したとき
- ② 老齢基礎年金の受給権者またはその受給資格期間を満了した者が死亡したとき
- ③ 国民年金の被保険者であった者で、日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の者が死亡したとき

### ● 遺族の範囲

遺族基礎年金を受けることができる遺族は、被保険者または老齢基礎年金の受給資格を有する者の死亡当時、その者によって生計を維持されていた次の配偶者または子に限られます。

- ① 配偶者については、次の②の子と生計を同じくしていること
- ② 子については、18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にあるか、または20歳未満であって障害等級1級または2級に該当する障害の状態にあり、かつ、現に婚姻をしていない者

なお配偶者が遺族基礎年金を受けている間は、子の遺族基礎年金は支給停止になります。また、子の遺族基礎年金は、生計を同じくするその子の父または母があるときは、その間、支給停止になります。



## 年金の併給調整

現在の年金制度では一人一年金が原則とされています。

したがって、2つ以上の年金を受けることができることになった場合には、いずれか1つの年金を選択して受けることになり、他方の年金は支給停止となります。これを「併給調整」といいます。

ただし、退職共済年金と老齢厚生年金のように、退職（老齢）という同一の事由に基づいて発生する年金については、併せて受けることができます。

このため、併給調整について各公的年金制度間で統一的な規定が設けられ、2つ以上の年金の受給権が生じたときは、年金の発生した理由によって、

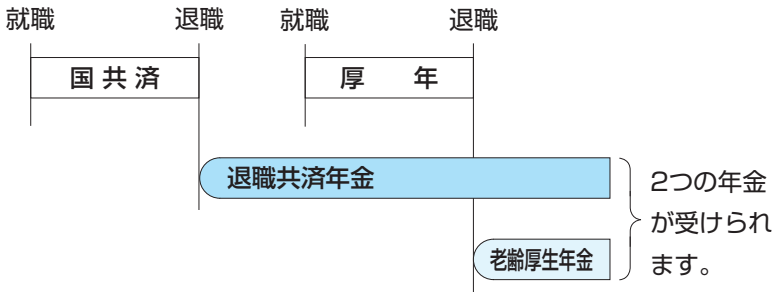
- ・併せて受けることができるか、
- ・いずれか一方の年金を選択するか、

が決められています。

### ● 併せて受けることのできる場合

退職（老齢）という同一の事由により発生する年金は併せて受けることができます。

〈例〉 退職共済年金＋老齢厚生年金



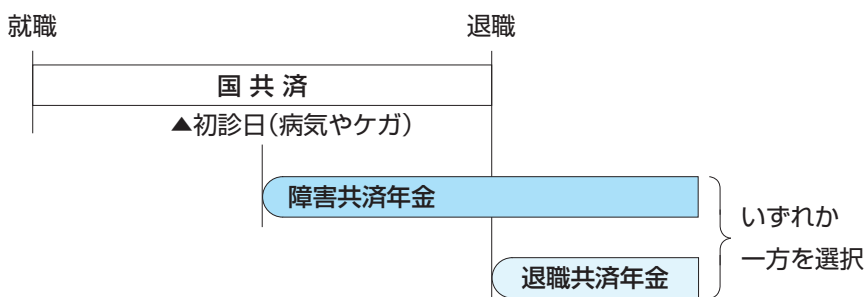


## ● いずれか一方の年金を選択する場合

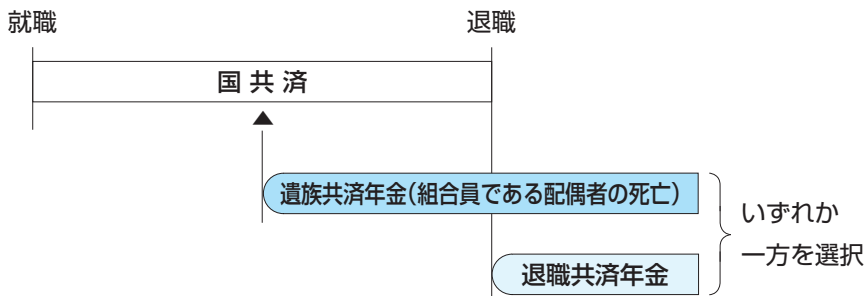
退職と障害、退職と死亡といった事由の異なる年金を受けることができる場合には、いずれか一方の年金を選択して受けることになり、他方の年金は支給停止となります。

〈例〉

### ①退職共済年金と障害(共済)年金



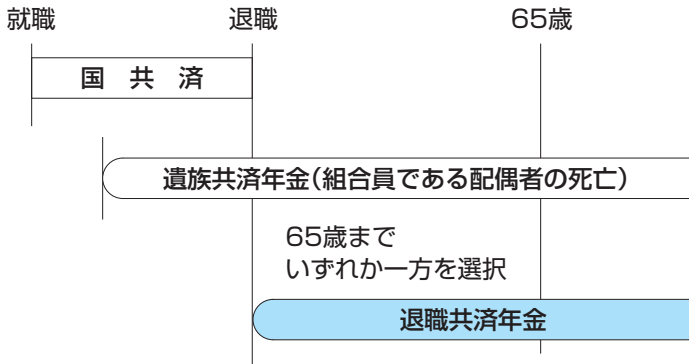
### ②退職共済年金と遺族(共済)年金



## ● 各々の年金の一部を併せて受けることのできる場合

退職（老齢）または死亡といった事由の異なる年金を受けることになった場合には、いずれか一方の年金を選択して受けることになりますが、65歳以後は退職（老齢）給付の一部と遺族給付の一部を併せて受ける選択ができます。

〈例〉 退職共済年金と遺族共済年金



○65歳まで…いずれか一方を選択

○65歳以後…次の（ア）～（ウ）のうちいずれかを選択

（遺族給付は配偶者に支給されるものに限ります。）

（ア）老齢基礎年金＋退職共済年金

（イ）老齢基礎年金＋遺族共済年金

（ウ）老齢基礎年金＋退職共済年金× $\frac{1}{2}$ ＋遺族共済年金× $\frac{2}{3}$

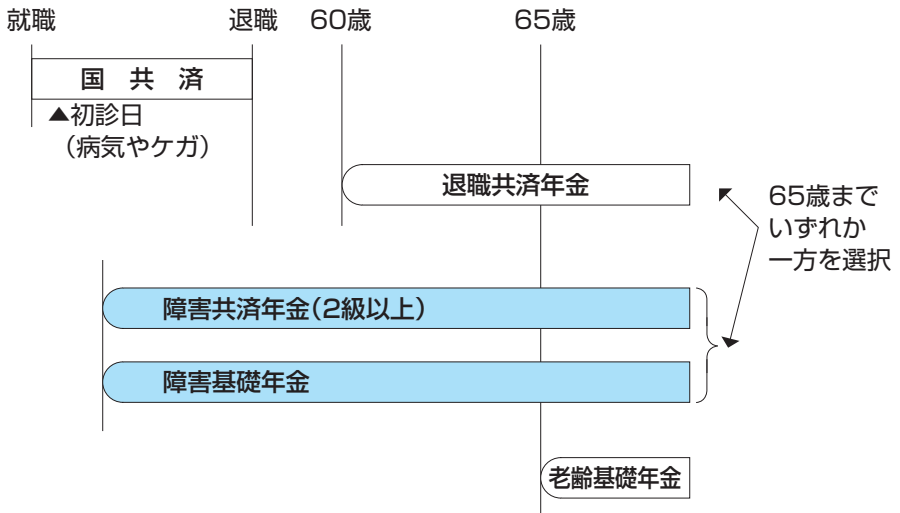
（注）平成19年4月より退職共済年金等の受給権者に対する遺族共済年金の支給方法が見直されました。

65歳以上の遺族共済年金の受給権者が、併せて退職共済年金の受給権を有する場合には、退職共済年金を全額支給し、従前の制度で退職共済年金および遺族共済年金の受給権を有する者に対して支給される額との差額を遺族共済年金として支給します。

## ● 障害基礎年金と併せて受けることのできる場合

65歳から障害基礎年金は、退職（老齢）または死亡を給付事由とする共済（厚生）年金と併せて受けることができます。

〈例〉退職共済年金＋障害基礎年金



○60歳から65歳まで…次の（ア）か（イ）のいずれかを選択

（ア）退職共済年金

（イ）障害共済年金＋障害基礎年金

○65歳以後…次の（ア）～（ウ）のうちいずれかを選択

（ア）退職共済年金＋老齢基礎年金

（イ）退職共済年金＋障害基礎年金<sup>(\*)</sup>

（ウ）障害共済年金＋障害基礎年金

（\*）退職共済年金および障害基礎年金の双方に子の加給年金額が加算されている場合には、退職共済年金の子の加給年金額は支給停止になります。

## 年金の一部支給停止

退職共済年金や障害共済年金等の受給権者が、民間会社などに再就職し、厚生年金保険の被保険者等になり、その間、「基本月額」と「総収入月額相当額」の合計額が47万円を超えた場合、その超えた額の2分の1の額に12を乗じた額が翌月から支給を停止されます。

$$\text{年金の支給停止年額} = ((\text{基本月額} + \text{総収入月額相当額}) - 47\text{万円}) \times \frac{1}{2} \times 12$$

(注1)「厚生年金保険の被保険者等」

- ①厚生年金保険の被保険者
- ②私立学校教職員共済制度の加入者
- ③国会議員および地方議会の議員

(注2)「基本月額」

退職共済年金および障害共済年金の基本月額は、年金額から職域加算額および加給年金額を除いた額（受給権者が65歳以上の場合は、更に経過的加算額を除いた額）の12分の1の額

(注3)「総収入月額相当額」

停止対象月の前月の標準報酬（給与）月額と当該月以前1年間の標準賞与（期末手当等）額の総額の12分の1の額とを合計した額



## 過去に受けた退職一時金の返還

過去に退職一時金等を受けた者について、共済年金の受給権が発生したときに、現に受給した退職一時金等の額に利子に相当する額を加えた額を返還することとなります。

### 返還額

- ① 一時恩給……恩給法第64条の2の規定により控除することとされている額の15倍に相当する額
- ② 旧法の退職一時金……受給額 + 利子
- ③ 新法の退職一時金……受給額 + 利子

### 返還方法

次の①～③のうちのいずれかを選択します。

- ① 年金の定期支給期ごとに、支給額の2分の1を返還に充てる。
- ② 所定の払込用紙により、現金で1年以内に一時に返還する。
- ③ 所定の払込用紙により、現金で1年以内に分割で返還する。

## 年金を受けるための請求手続

退職共済年金を受けられる加入期間を満たした方が60歳になったときは、年金を受ける権利（受給権）が発生しますので、請求手続が必要です。

#### ●在職中に60歳に達した方の請求手続先

所属する共済組合の支部または所属所

#### ●退職後に60歳に達した方の請求手続先

最後に所属していた共済組合の支部または所属所

（再編成により統合した施設は統合先、移譲した施設は管轄支部）

なお、提出する請求書などは、いずれも60歳に到達する2か月前から受け付けます。請求される方自身が事前に用意する必要がある書類もありますので、詳しいことは所属する共済組合の担当者にお尋ねください。

## 年金加入期間確認通知書の請求について

国家公務員共済組合（国共済）の加入期間がある方で、国共済以外の他の公的年金制度にも加入していたことがある方、あるいは、今後、厚生年金等に加入される方は、その加入していた制度の年金を請求する場合には、国共済に加入していた期間の証明が必要になります。この証明は、各制度とも共通の様式で、「年金加入期間確認通知書」（以下「通知書」という。）により行うことになっています。

通知書を請求するときは、各共済組合の本部・支部・所属所に備え付けられている「年金加入期間確認請求書」の用紙に必要事項を記入し、請求書の用紙がないときには、書面に記載例のように必要事項を記載し、返信用封筒（80円切手貼付）を同封のうえ、連合会年金部証明書担当に送付してください。

（記載例）

### 年金加入期間確認通知書の発行依頼

- ① 請求者の氏名（フリガナ）、続柄、住所、電話番号
- ② 年金受給権者の氏名（フリガナ）、生年月日、年金証書記号番号
- ③ 請求の理由、必要枚数
- ④ その他（最終勤務先名称、入退職年月日）

- （注）1. 代理人が請求する場合は、委任状を添付してください。  
2. 国家公務員として在職中の方の年金加入期間について「通知書」が必要なときは、別途、組合員期間を確認するための証明書（履歴書と昭和61年4月以降は組合員期間等証明書）または人事記録カードの写しに在職中と明記したものが必要になります。

〈請求先〉

〒102-8082 千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎

国家公務員共済組合連合会年金部 証明書担当

電話 03-3265-8141

（☆）国共済以外の他の公的年金制度の加入期間の証明は、それぞれの制度で証明することになっています。

国民年金と厚生年金は年金事務所に、国共済以外の共済年金については、それぞれ加入していた共済組合に請求してください。

厚生労働省第二共済組合本部・支部一覧表

本部 〔厚生労働省医政局 政策医療課職員厚生室〕	〒100-8916 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号 TEL. (03) 5253-1111
国立病院機構本部支部	〒152-8621 東京都目黒区東が丘2-5-21 TEL. (03) 5712-5079
北海道東北ブロック事務所支部	〒983-0045 仙台市宮城野区宮城野2-8-8 TEL. (022) 291-0414
関東信越ブロック事務所支部	〒152-8621 東京都目黒区東が丘2-5-21 TEL. (03) 5712-3104
東海北陸ブロック事務所支部	〒460-0011 名古屋市中区三の丸4-1-1 TEL. (052) 968-5173
近畿ブロック事務所支部	〒540-0006 大阪市中央区法円坂2-1-14 TEL. (06) 4790-8388
中国四国ブロック事務所支部	〒739-0041 広島県東広島市西条町寺家513 TEL. (082) 493-6675
九州ブロック事務所支部	〒810-0065 福岡市中央区地行浜1-8-1 TEL. (092) 852-1728





## 第4章

# 福祉事業

- ・保健事業
- ・国家公務員共済組合連合会が行う福祉事業
- ・貯金事業
- ・貸付事業
- ・財形持家融資事業
- ・医療事業



# 保健事業

組合員や家族の方々が、日常生活を健康で明るく豊かに過ごしていただくため、次の事業を行っています。



## 所属所保健事業に対する補助

所属所における保健事業に対する補助として、組合員1人あたり年額2,488円を所属所に配付しています。各所属所は、組合員の意向を考慮して年間計画を立て、それに基づいて健康診断や予防接種等を行い、その費用に充てています。



## 人間ドック補助

35歳以上の組合員および被扶養者を対象に、疾病の主要因である成人病を早期発見することにより、組合員等の健康の保持増進に寄与することを目的に実施しています。

補助額は、受診料金の7割（上限は組合員30,000円、被扶養配偶者20,000円）です。また、受診にあたっては、職務専念義務免除が受けられます。

### 【申込方法】

毎年4月および10月に各所属所において申し込みを受け付けています。



## メンタルヘルス相談事業

組合員やその家族（被扶養者）の心の健康をサポートすることを目的として、メンタルヘルス相談事業を実施していますので、お気軽にご利用ください。

【あなたの悩みに、電話で心の専門家がお応えします】  
相談受付電話番号 **フリーダイヤル**  
**0120-358-349**

### 【利用方法】

- ①相談スタッフが出たら、名前・年齢を伝え、相談内容をお話ください。
  - ②相談時間は15分～30分です。
  - ③相談内容および希望により、個別面談（対面面談）も受け付けています。
- ※詳しい内容は、厚生労働省第二共済組合広報誌でご確認ください。

## 特定健康診査・特定保健指導

「生活習慣病予防の徹底」を図るため、平成20年4月から新たに「特定健康診査」および「特定保健指導」を実施することが、当共済組合を含むすべての医療保険者に義務づけられました。目的は、糖尿病などの生活習慣病の予防を徹底化することにあります。

当共済組合では、40歳以上の組合員および被扶養者のすべての方に対し、特定健康診査および特定保健指導を実施しています。

### 【特定健康診査・特定保健指導の特色】

- 40歳以上の組合員および被扶養者のすべての方が対象です。
- メタボリックシンドロームに着目した健康づくりを重視します。
- 特定健康診査受診者全員に対して、必要に応じた保健指導を実施します。

### 【受診費用の負担について】

区 分	特定健康診査	特定保健指導
組合員	定期健診：無料 人間ドック：自己負担あり	自己負担（3割）
被扶養者	無料	自己負担（3割）

生活習慣病の早期発見・予防のため、特定健康診査・特定保健指導を積極的に受診してください。

## 委託保育所に対する運営費等の補助

厚生労働省第二共済組合が運営を委託している保育所に対し、運営費の一部補助として組合員の保育児1人あたり1か月3,750円、特別行事費の一部補助として組合員の保育児1人あたり年間1,000円を負担しています。

## 院外保育児童に対する保育料補助

院外の保育所に被扶養者である児童を預けている組合員に対し、その保育料の補助として児童1人あたり1か月800円の補助をしています。

### [申込方法]

毎年2～7月保育分を8月15日まで、8～1月保育分を2月14日までに共済組合備え付けの請求書により請求してください。

(注) 請求にあたっては保育料支払の証明が必要となります。

## 永年勤続退職者に対する旅行利用券の交付

組合員期間が20年以上ある者および障害共済年金受給権者の退職時に40,000円相当の旅行利用券を交付しています。

該当される方は共済担当者にお申し出ください。

### [取扱旅行会社]

- 1 株式会社ジェイティービーの全国各支店
- 2 株式会社日本旅行の全国各支店
- 3 近畿日本ツーリスト株式会社の全国各支店および営業所
- 4 トップツアー株式会社の全国各支店
- 5 株式会社阪急交通社の全国各支店

## ■ 特定保養所・宿泊所に対する利用料金一部補助

組合員および被扶養者が次の施設を利用した場合、1人1泊につき1,700円の補助をしています。

補助額の請求は、利用後1か月以内に領収書を添えて共済担当者にお申し出ください。

### [補助の対象となる保養所・宿泊所]

政府管掌健康保険保養所

国民年金健康保養センター

国民休暇村 (<http://www.qkamura.or.jp/>)

国民宿舎（公営） (<http://www.kokumin-shukusha.or.jp/>)

国民宿舎（民営） (<http://www.minkoku.com/>)

かんぽの宿 (<http://www.kanponoyado.japanpost.jp/>)

旧労働福祉事業団休養所※

旧大規模年金保養基地※

※移譲先が公的機関のものに限る。

## ■ JR料金の割引（バカンスクーポン）

組合員および被扶養者が旅行などに、国家公務員共済組合宿泊施設および契約保養所（旅行会社の協定宿泊施設）を利用する場合にJR料金が割引になります。

組合員および被扶養者（大人2人または大人と子供あわせて2人以上）が同一行程をとり、片道201km以上のJR線を利用することが条件です。ただし、4月27日～5月6日、8月11日～8月20日、12月28日～1月6日の間は除かれます。

JR線（普通乗車券）	2割引
長距離フェリー	2割引

※東海道新幹線を利用する場合は片道601km未満は1割引。

### 【利用方法】

共済担当者から購入申込書を受け取り、必要事項を記入のうえ次の窓口へ申し込んでください。

- ・近畿日本ツーリスト株式会社の全国各支店および営業所
- ・株式会社日本旅行の全国各支店

(注) 駅のみどりの窓口では取り扱いません。



## マジックキングダムクラブ

組合員とその家族の方が、東京ディズニーリゾート内のテーマパークやその関連施設を利用する場合に割引が受けられます。

希望される方には、「マジックキングダムクラブ会員証」を発行しますので、共済担当者にお申し出ください。

主な特典は次のとおりです。

- ・東京ディズニーランドおよび東京ディズニーシーのメンバー専用特別料金  
1デーパスポート（一般料金の約10%OFF）
  - ・東京ディズニーリゾート・オフィシャルホテルの特別割引（10～30%OFF）
- (参考) イベント情報などのホームページ (<http://tokyodisneyresort.co.jp/>)



## ユニバーサル・スタジオ・ジャパン スタジオファンクラブ (ClubユニバーサルSFC)

組合員とその家族（合計5人まで）の方が、ユニバーサル・スタジオ・ジャパン内のパークおよび関連施設を利用する場合に割引が受けられます。

希望される方は、以下「申込方法」により直接会員登録をしてください。

サービスの詳細は、オフィシャルWEBサイト

・スタジオ・ファンクラブページ (<http://www.usj.co.jp/group/sfc/index.html>)

または

・Clubユニバーサルページ (<http://www.usj.co.jp/formember>)

をご覧ください。

(注) 本サービスはインターネットを利用できる環境がない場合は利用できません。

### [申込方法]

携帯電話またはパソコンから直接登録することになります。

・携帯電話 <http://www.i-usj.com/pr.html>

または [sfc@usj.co.jp](mailto:sfc@usj.co.jp)に空メール

・パソコン <https://member.usj.co.jp/member/fr/memreg.html>

### [利用方法]

登録完了後、携帯電話の場合は画面に会員証を表示させ、パソコンの場合は印刷した会員証を提示します。

・携帯電話 <http://www.i-usj.com/member/login.html>

・パソコン <http://www.usj.co.jp/SFC/sfc.html>

※ログインの際、メールアドレスおよびパスワードの入力が要求されます。

## 引越システム

組合員とその家族の方が転勤や転居などで引越をする際に、次の運送会社等を利用した場合、引越運賃割引のほか、引越料金および引越に伴う旅行代金の後払いの取扱いなどを行うシステムです。

### ①(株)日本旅行（日旅引越システム）

指定運送会社	西濃運輸(株)	0120-754-754
	トナミ運輸(株)	0120-81-1073
	アート引越センター	0120-0123-33
	西武引越センター	0120-55-3128

### ②日本通運(株)（国内）0120-154-022（海外）0120-085-815

### ③全国引越専門協同組合連合会 0120-191900

### ④クロネコヤマト引越センター 0120-008008

### 【利用方法】

利用される方は、共済担当者から引越利用券の交付を受け、必要事項を記入し業者に直接申込みをしてください。

## レンタカー割引システム

組合員が次の会社からレンタカーを利用する時に、一般料金より安く借りられるシステムです。利用される方は、以下により、業者に直接予約をしてください。  
(注) 一部割引が適用にならない車種がありますのでご注意ください。

### ①ニッポンレンタカー販売(株)（一般料金の30～40%割引）

予約専用ダイヤル 0800-300-0919

予約用ホームページ ([https://biz.nipponrentacar.co.jp/odc/coupon\\_enter.do](https://biz.nipponrentacar.co.jp/odc/coupon_enter.do))

ID：1520 パスワード：1459

※共済担当者から専用申込用紙をもらい申し込むこともできます。

### ②オリックス自動車（一般料金の10～25%割引）

予約センターフリーダイヤル 0120-39-0784

予約用ホームページ (<http://car.orix.co.jp/>)



## ホテル利用割引システム

ホテル法華クラブグループの宿泊料金が15%割引で利用できるシステムです。利用を希望される方は、直接宿泊先へお申し込みください。

(チェックインの際に、組合員証を提示してください。)

グループホテルは、ホームページをご覧ください。

(<http://www.hokke.co.jp/indexj.php>)

## 旅行割引システム

次の旅行会社が企画するツアーを割安で利用できるシステムです。

### ① トップツアー(株)

「ILL」を5%割引

「CLASSE SPECIAL」、「トップツアー」、「AVA」を3%割引

申し込みの際に身分証明書か組合員証をご提示ください。

利用される方は、各支店または電話予約センター（03-5704-3192）へ直接お申し込みください。

### ② (株)ジャルパック

「ILL」、「CENTURY」を5%割引 「AVA」、「VIVA」を3%割引

利用される方は、フリーダイヤルまたはインターネット専用ページより直接お申し込みください。

・ジャルパックサービス 0120-88-5257 (フリーダイヤル)

・インターネット専用ページ (<http://www.jal.co.jp/tourlink/mhlw/>)

## (株)プリンスホテル関連施設の利用割引

組合員とその家族の方が、(株)プリンスホテル関連施設（プリンスホテルやスキー場・ゴルフ場）を利用する際に割引が受けられます。

利用できる施設や、割引料金につきましては、インターネットをご覧ください。  
(<http://www.princehotels.co.jp/keiyaku>) パスワード prkeiyaku

また、パンフレットをご希望の方は共済担当者までお申し出ください。  
主な割引は次のとおりです。

- ・プリンスホテル等の宿泊料金 10～30%割引
- ・同施設近隣のゴルフ場、スキー場の割引（割引率は年度ごとに定められています）

### **【利用方法】**

#### ①宿泊施設・ゴルフ場

宿泊施設・ゴルフ場に直接予約をしてください。予約の際には所属所名・氏名・人数・連絡先等を告げて、ご利用ください。

#### ②スキー場

パンフレット中にある割引券を、スキー場でリフト券を購入する際に提出し、ご利用ください。

（注）割引除外日がありますのでご注意ください。

## 三井住友クレジットゴールドカードの優待利用

組合員およびその家族1名が年会費無料でゴールドカードを利用できます。  
（家族に関しては2人目以降は年会費1,050円）

申し込みは所属所備え付けの申込書により行ってください。

（注）本カードにはキャッシングおよびローン機能は付いておりません。

# 国家公務員共済組合連合会が行う福祉事業

## KKR特別契約保養所（施設）

国家公務員共済組合連合会は、組合員が特別料金で利用することができるよう、国内と海外の保養所（施設）と契約しております。

利用される方は、KKR便利帳またはKKRホームページ（<http://www.kkr.or.jp>）をご覧ください。

## KKR特別契約葬祭事業

国家公務員共済組合連合会は、組合員が特別料金で利用することができるよう、葬祭業者と契約しております。

利用される方は、KKR便利帳またはKKRホームページ（<http://www.kkr.or.jp>）をご覧ください。

（参考）葬祭事業コールセンター フリーダイヤル 0120-919-556

## KKR住宅事業

国家公務員共済組合連合会は、組合員が住宅、マンションなどを新築、購入、売却する場合に、組合員割引の特典を受けられるよう、関連会社と協定を締結しております。

利用される方は、KKR便利帳またはKKRホームページ（<http://www.kkr.or.jp>）をご覧ください。

（参考）問い合わせ先

国家公務員共済組合連合会 特定事業部 保健・情報サービス課  
電話 03-3222-1841（代）

# 貯金事業

医療保障制度や年金に対する関心が高まる現代において、組合員の皆さんに多種多様な生命保険および損害保険の中から、共済組合として低廉な掛金、高い給付内容など、良質な保険を選定し提供しています。

## 保険の種類と概要

生命保険の種類	幹事会社名	保険の概要	保険契約期間	一斉募集時期
団体積立年金保険	三井生命保険（株）	組合員が在職中に保険料を払い込み、退職時に保険料積立金を原資として、年金等の各種給付を受けることで、豊かな老後の生活を実現することを目的とした積立保険です。中途脱退した場合でも、その時点の積立金を一時金として受け取ることが出来ます。	毎年4月1日～	毎年1月頃
医療保障保険		病気やケガでの「1泊2日以上入院」、および「所定の手術」に対して給付金が支払われます。（死亡・通院に対する保障はありません。）配当金はありませんが、その分保険料は割安です。	毎年8月1日～翌年7月31日	毎年5月～6月頃
がん保険f（フォルテ）	アメリカンファミリー生命保険会社（アフラック）	がんと初めて診断された時の一時金、がんで入院した時の入院給付金のほかに、5日以上継続入院された後のがん治療を目的とした通院や、特定のがん治療（放射線治療、抗がん剤治療等）で通院の場合も給付金が支払われます。また、先進医療の多様化にも対応しています。	終身	毎年5月～6月
新EVER		病気やケガによる入院を1日目から保障します。また、健康保険が適用となる約1,000種の手術を保障します。（一部支払い対象外となる手術があります。）日帰り入院後の「通院」も保障しますので、短期入院後の通院治療を安心して受けられます。		

損害保険の種類	幹事会社名	保険の概要	保険契約期間	一斉募集時期
団体傷害保険	(株) 損害保険ジャパン	国内外における日常のほとんどのケガ、および日常生活における法律上の賠償事故等を補償します。(傷害保険・交通傷害保険・こども保険の各種保険に分かれており、それぞれ補償が異なります。) 団体割引と優良割引が適用されていますので、一般で加入するよりも保険料が安く、補償が大きくなっています。	毎年10月17日～翌年10月17日	毎年8月～9月頃(随時可)
所得補償保険		保険期間中に病気、またはケガにより就業不能となった場合に、免責期間を超える就業不能期間について、補償対象期間(1年間)を限度に保険金が支払われます。		
勤務医師賠償責任保険	あいおいニッセイ同和損害保険(株)	国内での医療事故により、勤務医師(歯科医師含む)個人が法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。また、示談・和解等の費用も対象となります。団体割引が適用されています。	毎年1月1日～翌年1月1日	毎年10月～11月頃(随時可)
看護師賠償責任保険	東京海上日動火災保険(株)	助産師、看護師、准看護師個人が、国内での業務中の事故により、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。また、示談・和解等の費用も対象となります。団体割引が適用されています。	毎年4月1日～翌年4月1日	毎年2月～3月頃(随時可)
マイカー保険	あいおいニッセイ同和損害保険(株)	ニーズにあったベストなプランを選択できます。ご自身のタイプにより、各社プランを比較してお選びください。団体割引により、一般で加入するよりも保険料が安くなります。	1年間	毎年3月頃・9月頃(年2回 随時可)
	三井住友海上火災保険(株)		1～3年間	
	日本興亜損害保険(株)		1～3年間	
	東京海上日動火災保険(株)		1年間	

※保険の内容、加入手続き等の詳細については、共済担当者にお尋ねください。

# 貸付事業

組合員が日常生活していくうえで、臨時に資金を必要とする場合に、事由に応じた貸付事業を行っています。

## 貸付の種類と概要

種類		貸付対象	貸付資格	貸付金額の限度 (貸付金額は1,000円の整数倍)
普通貸付	一般	組合員が臨時に必要な資金	組合員期間6か月以上	俸給(基本給)、扶養手当、調整手当および特別の手当の月額合計額(以下「月額」という。)の6倍
	物資	組合員の家具、電気製品等の10万円以上の物品購入に必要な費用	組合員期間6か月以上	月収額の6倍
特別貸付	教育	組合員またはその家族の学校教育法第1条の学校、同法第82条の2の専修学校、同法第83条の各種学校およびその他これに準ずる学校の支払いに必要な費用	組合員期間6か月以上	月収額の14倍 (ただし、1回の貸付額は月収額の6倍)
	結婚	組合員またはその家族の結婚に必要な費用 (新婚旅行等の費用を含む)	組合員期間6か月以上	月収額の6倍
	葬祭	組合員またはその家族の葬式、墓地の購入、墓石の建設等に必要な費用	組合員期間6か月以上	月収額の6倍
	災害	組合員またはその家族が非常災害により住居・家財に損害を受けたときに必要な費用	組合員資格を有する者	月収額の12倍 (最低保障額 70万円)
	医療	組合員またはその家族の医療に必要な費用 (美容整形を除く)	組合員資格を有する者	月収額の12倍

(注) 普通貸付および特別貸付の総額は月収額の20倍以内  
育児休業者には、育児休業期間中に限り元金据置制度があります。

	貸付利率 (H22年9月現在)	返済期間	返済方法 (返済金額は、1,000円の整数倍。 ただし、ボーナスによる返済金額は、 10,000円の整数倍。)	貸付保険
	年4.26%	90月以内	・元金均等月賦返済 ・元金均等月賦・ボーナス併用 返済	一般貸付保険
	年4.26%	90月以内	同上	同上
	年2.96% 利率は金融情勢 の変動により変更されます	140月以内	同上	同上
	年2.96% (同上)	90月以内	同上	同上
	年2.96% (同上)	90月以内	同上	同上
	年2.96% (同上)	120月以内 12月以内の元金据置制度 あり	同上	同上
	年2.96% (同上)	120月以内	同上	同上

種類	貸付対象	貸付資格	貸付金額の限度 (貸付金額は1,000円の整数倍)																		
住宅貸付	<p>組合員またはその被扶養者の居住する住宅の新築、増改築、修繕、購入もしくは借入または宅地の購入もしくは借入に必要な資金</p> <p>〔原則として住宅部分の床面積が280m<sup>2</sup>以下のものに限られます。〕</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>組合員期間</th> <th>貸付金額</th> <th>最高限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3年以上 5年未満</td> <td>退職手当仮算定額 (最低保障額 300万円)</td> <td>1,200万円</td> </tr> <tr> <td>5年以上 10年未満</td> <td>5年後の退職手当仮算定額と5年間の返済元金の合計額 (最低保障額 400万円)</td> <td>1,200万円</td> </tr> <tr> <td>10年以上 15年未満</td> <td>5年後の退職手当仮算定額と5年間の返済元金の合計額 (最低保障額 700万円)</td> <td>2,000万円</td> </tr> <tr> <td>15年以上 20年未満</td> <td>5年後の退職手当仮算定額と5年間の返済元金の合計額 (最低保障額 1,200万円)</td> <td>2,000万円</td> </tr> <tr> <td>20年以上</td> <td>5年後の退職手当仮算定額と5年間の返済元金の合計額 (最低保障額 1,400万円)</td> <td>2,000万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※公務員宿舍の建替えに伴う強制撤去者が、住宅を新築または購入する場合には上記最高限度額に200万円を加算した額が最高限度額となります。</p>	組合員期間	貸付金額	最高限度額	3年以上 5年未満	退職手当仮算定額 (最低保障額 300万円)	1,200万円	5年以上 10年未満	5年後の退職手当仮算定額と5年間の返済元金の合計額 (最低保障額 400万円)	1,200万円	10年以上 15年未満	5年後の退職手当仮算定額と5年間の返済元金の合計額 (最低保障額 700万円)	2,000万円	15年以上 20年未満	5年後の退職手当仮算定額と5年間の返済元金の合計額 (最低保障額 1,200万円)	2,000万円	20年以上	5年後の退職手当仮算定額と5年間の返済元金の合計額 (最低保障額 1,400万円)	2,000万円	
組合員期間	貸付金額	最高限度額																			
3年以上 5年未満	退職手当仮算定額 (最低保障額 300万円)	1,200万円																			
5年以上 10年未満	5年後の退職手当仮算定額と5年間の返済元金の合計額 (最低保障額 400万円)	1,200万円																			
10年以上 15年未満	5年後の退職手当仮算定額と5年間の返済元金の合計額 (最低保障額 700万円)	2,000万円																			
15年以上 20年未満	5年後の退職手当仮算定額と5年間の返済元金の合計額 (最低保障額 1,200万円)	2,000万円																			
20年以上	5年後の退職手当仮算定額と5年間の返済元金の合計額 (最低保障額 1,400万円)	2,000万円																			
特別住宅貸付	<p>組合員の居住する住居の新築または購入に必要な資金</p> <p>〔原則として住宅部分の床面積が240m<sup>2</sup>以下のものに限られます。〕</p>	<p>組合員期間が引き続き20年以上で、2年以内に自己都合により退職を予定する者、または5年以内に定年退職を予定する者</p>	<p>退職手当仮算定額 (最高限度額 2,000万円)</p> <p>※公務員宿舍の建替えに伴う強制退去者が、住宅を新築または購入する場合には上記最高限度額に200万円を加算した額が最高限度額となります。</p>																		

育児休業者には、育児休業期間中に限り元金据置制度があります。



貸付利率 (H22年9月現在)	返済期間	返済方法 返済金額は、1,000円の整数倍。 ただし、ボーナスによる返済金額は10,000円の整数倍。	貸付保険										
年2.96%	<p>貸付金額により貸付を受けた月の翌月から起算して次のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="232 608 619 919"> <thead> <tr> <th>貸付金額</th> <th>返済期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50万円以下</td> <td>貸付金額を5,000円で除して得た月額</td> </tr> <tr> <td>50万円を超え100万円以下</td> <td>貸付金額を6,000円で除して得た月額 (最高150月まで)</td> </tr> <tr> <td>100万円を超え200万円以下</td> <td>貸付金額を7,000円で除して得た月額 (最高250月まで)</td> </tr> <tr> <td>200万円を超える場合</td> <td>貸付金額を8,000円で除して得た月額 (最高360月まで)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(非常災害を受けた場合には12月以内の元金据置制度あり)</p>	貸付金額	返済期間	50万円以下	貸付金額を5,000円で除して得た月額	50万円を超え100万円以下	貸付金額を6,000円で除して得た月額 (最高150月まで)	100万円を超え200万円以下	貸付金額を7,000円で除して得た月額 (最高250月まで)	200万円を超える場合	貸付金額を8,000円で除して得た月額 (最高360月まで)	<p>次の返済方法のいずれかを選択することができます。</p> <p>1.元金均等月賦返済 2.元金均等月賦・ボーナス併用返済</p>	<p>住宅貸付保険 団体信用生命保険</p>
貸付金額	返済期間												
50万円以下	貸付金額を5,000円で除して得た月額												
50万円を超え100万円以下	貸付金額を6,000円で除して得た月額 (最高150月まで)												
100万円を超え200万円以下	貸付金額を7,000円で除して得た月額 (最高250月まで)												
200万円を超える場合	貸付金額を8,000円で除して得た月額 (最高360月まで)												
年3.26%	<p>2年以内に自己都合により退職を予定する者 24月以内 5年以内に定年退職を予定する者 60月以内</p>	<p>元金据置で退職時に一括返済 (期間内において、臨時返済もできます)</p>	<p>住宅貸付保険 団体信用生命保険</p>										

## 貸付の申込方法

貸付を希望される方は、貸付申込書に「貸付金現在額調書」および次の書類を添付して所属所長に提出してください。

### ● 普通貸付

一般…不要

物資…10万円以上の物品購入の場合は見積書、契約書等

### ● 特別貸付

区分	書類
教育	合格通知書の写、授業料の請求書等
結婚	結婚披露宴の請求書等
葬祭	埋・火葬許可証の写、葬祭場の請求書等
災害	市区長村長もしくは警察署長の証明書など（罹災証明書）
医療	診断書、医療費の請求書等

### ● 住宅貸付および特別住宅貸付

区分	書類	住宅	土地
貸付申込時	1. 建築許可証の写または契約書の写	○	契約書 ○
	2. 平面図	○	○
	3. 誓約書（5年以内建築）		○
	4. 資金計画書（貸付金額が500万円を超える場合）	○	○
貸付後	1. 取得報告書（100万円超）貸付日から6か月以内に提出	○	○
	2. 登記簿謄本	○	○
	3. 検査済証の写または売買契約書の写	○	
	4. 売買契約書の写または借地権設定契約書の写		○

（注）所属所（支部）長が必要と認めた上記以外の添付書類が必要となる場合があります。詳細については、共済担当者にお尋ねください。

## 団体信用生命保険（「だんしん」）制度

厚生労働省第二共済組合から住宅貸付・特別住宅貸付を受けている組合員が、貸付金の完済前に死亡し、または高度障害状態となった場合、「だんしん」契約に基づき、保険会社から共済組合へ貸付残高に相当する金額が保険金として支払われ、家族が退職金を全額受け取ることができ、家族の生活の安定を図ることを目的とした制度です。

ただし、加入は任意であり、保険料は組合員が負担することとなります。

### 加入方法

住宅貸付・特別住宅貸付の申込時にあわせて申し込みます。

提出書類…団体信用生命保険申込書兼告知書

保 険 料…貸付金残高1万円につき2円80銭（月額）

毎月の給与から控除されます。

### 銀行住宅ローン斡旋

組合員の住宅取得のために、共済組合の住宅貸付制度のほか、店頭融資利率より低い利率での融資が受けられるよう、次の金融機関と協定を締結しております。

(H22.9.1 現在)

銀行名	中央三井信託銀行	みずほ銀行	三井住友銀行	三菱東京UFJ銀行	りそな銀行
担当部署名・担当者	本店営業第一部 ローン第一課 佐藤	虎ノ門支店 個人営業2課 担当者：遠山、田村、岸波、高間	霞が関支店 須田・真下	【お取引先社員さま用 住宅ローンお問い合わせダイヤル】 TEL:0120-306-082 受付時間：毎日9:00～17:00 (1/1～1/3・5/3～5/5を除く) *担当者は特定しません。	東京公務部
連絡先・ホームページ	0120-314-621 (フリーダイヤル)	TEL：03-3501-2335 FAX：03-3508-0817	TEL：03-3581-6313	【組合員さま向け専用HP (ライフプランWEB)] URL：http://welfare.bk.mufj.jp	TEL：03-3502-3101
	cmtb_loan@chuomitsui.jp	メールアドレス： tsuyoshi.nagata@mizuho-bk.co.jp	<専用 HP アドレス> https://www2.smbc.co.jp/b2e/login01.html	ユーザーID：kousei-2 パスワード：kyousai	HPアドレス：http://www.resona-gr.co.jp/resonabank/ (ただし個別提携ローンのご案内については掲載はございません)

※最新の融資条件については、各金融機関に直接ご確認ください。



# 財形持家融資事業

この事業は、雇用・能力開発機構から国家公務員共済組合連合会が調達した事業資金を共済組合が借り入れ、これを財形貯蓄を行っている組合員に住宅資金として貸付ける融資制度です。

## ● 融資を受けられる組合員

- ①一般・年金・住宅財形のうち、いずれかの財形貯蓄を1年以上継続して行っていること。(積立を中断中の場合、中断開始から2年未満の申込であること。)
- ②融資申込日において、50万円以上の貯蓄残高が有ること。

## ● 融資の対象

- ①組合員自ら居住するための住宅の建設、購入(中古住宅を含む)または改築、修繕をするための費用
- ②土地のみの購入における土地代金は融資の対象となりません。土地取得資金は、住宅の新築資金とあわせて借入申込をする場合に限り融資の対象となります。

## ● 融資限度額

申込日現在の財形貯蓄残高の10倍相当額または4,000万円のいずれか低い額の範囲内で、かつ次に掲げる範囲内の額。(ただし、貸付額は54万円以上とし定期償還額が1,000円の整数倍の額)

- ①財形貸付のみの場合  
5年後の自己都合退職手当推定額+200万円
- ②財形貸付と住宅貸付併せて借る場合  
5年後の自己都合退職手当推定額+200万円 - 住宅貸付残額
- ③財形貸付と特別作宅貸付を併せて借る場合  
5年後の自己都合退職手当推定額 - 特別住宅貸付残額

## ● 貸付利率等

- ①利 率……1.36%（平成22年9月1日現在）
- ②返済期間……住宅の新築または新築住宅の購入の場合  
15年・20年・25年から選択  
住宅の新築または新築住宅の購入以外の場合  
15年
- ③返済方法……元金均等方式により、毎月の給与および期末手当等から控除されます。  
また、貸付を受けた者の申出により、未償還額全部の一括繰上返済ができます。
- ④貸付時期……年6回（2月・4月・6月・8月・10月および12月）

## ● 債権の保全

住宅貸付保険の適用を受けますので、連帯保証人や抵当権の設定は必要ありません。

ただし、保険料は組合員の負担となります。



# 医療事業

## 直営診療部の運営

厚生労働省第二共済組合では、各所属所に診療部を設けて、組合員と被扶養者の外来診療を行っています。

組合員と被扶養者は、どの所属所の診療部でも利用することができます。

ただし、診療部では、他の法令並びに条例の適用による公費負担の対象となる診療は行いません。

診療部の自己負担額は、原則として翌月の給与から控除しますので、診療の都度、窓口での支払いはありません。



---

---

平成23年1月発行

## 共済のしおり

発行／厚生労働省第二共済組合本部

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL 03-5253-1111

---

---

